

平成25年度(平成24年度分)

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書



平成25年8月

東久留米市教育委員会

目 次

	ページ
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針	1
(1) 点検及び評価の目的	
(2) 点検及び評価の対象	
(3) 点検及び評価の実施方法	
(4) 評価の記述	
3 東久留米市教育委員会の平成24年度活動概要	2
4 平成24年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針	2
教育目標	
○自ら学び、知を創造する人間	
○豊かな心と人間性を高めていく人間	
○たくましく成長する人間	
○粘り強く行動し、実現する人間	
基本方針	
●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立	
●基本方針2 確かな学力の育成	
●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成	
●基本方針4 健やかな心と体の育成	
●基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進	
5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成24年度主要施策の点検及び評価	5
6 平成24年度主要施策の点検及び評価に関する説明会の開催等及び有識者か らの意見	49
(資 料)	
○東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価の実施要綱	54
○平成24年度教育委員会における審議内容一覧	55
○平成24年度教育委員会委員の活動概要一覧	59
○平成24年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と 事務事業の一覧	61

※原則、本文中の表記は最新「用字用語ブック第5版」(時事通信社)によっています。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、施行された。この改正において、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価の目的

- ①東久留米市教育委員会は、毎年、重点事業・新規事業について点検及び評価を行い、実態や取り組みの状況を明らかにすることにより、課題を把握し、教育行政の一層の推進を図る。
- ②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することにより説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

「平成24年度・基本方針・施策の方向」に基づく主要施策

(3) 点検及び評価の実施方法

- ①点検及び評価は前年度の各「主要施策の方向」の進捗状況を事務事業を基に総括し、今後の取り組みの方向性も示すものとし、年1回実施する。
- ②主要施策の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- ③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- ④点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに市民に公表する。

(4) 評価の記述

平成25年度（24年度分）以降の「評価」については、これまでの有識者の意見を参考に、以下のような指標に改める。なお、「評価」に当たっては、事務局が判断したものを教育委員が改めて最終判断を行っている。

「評価」は「取組状況」に対する記述及び3段階評価「前進、進行中、停滞」とし、「今後の方向」に対する記述及び4段階の方向性「拡充、継続、改善、縮小」も示す。なお、本来、今後の方向を示すには予算の裏付けが必要であるが、評価の時点では教育委員会としての意向を示すものとした。

《取組状況の評価》

前 進	取り組みが計画どおり前進し、これまでの水準を超える大きな成果が見られた
進 行 中	これまでの水準を維持し、取り組みが順調に進んでおり、一部成果も見られた
停 滞	課題遂行の困難性が増し（大きな課題が発生し）、取り組みが停滞している

《今後の方向》

拡 充	さらに事務事業を充実し、拡充する
継 続	現在の成果を維持する
改 善	施策（事務事業）を見直す必要がある
縮 小	施策目標の修正または施策内容（事務事業）を縮小すべきである

3 東久留米市教育委員会の平成24年度活動概要

東久留米市教育委員会は、東久留米市長が東久留米市議会の同意を得て任命された5人の教育委員により組織される合議制の執行機関で、その権限に属する教育に関する事務を執行管理している。教育委員の任期は4年である。また、5人の委員の中から教育委員会委員長とともに教育委員会事務局の長として教育長が選任されている。

教育委員会の会議は、原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて緊急案件等を審議する臨時会、議案の事前審議やその他、研究を要するものを協議する協議会や視察等を行っている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長へ予算に対する意見を述べた。

東久留米市教育委員会は、教育行政の基本となる「教育目標」とこれを達成するための「基本方針」及び「施策の方向」を策定している。平成24年度には、学校教育の分野では、安全な学校と信頼される教育の確立を目指し各学校が創意工夫を凝らして取り組む「特色ある学校づくり」、確かな学力育成のための学習指導の工夫・改善として「授業改善研究会」の充実や「理科支援員の配置」、健やかな心と体の育成のための「小学校体育副読本の給付」などの事業を継続して行い、教育施策の推進を図った。また、生涯学習の分野では、広く市民に対し、生涯を通じて積極的にスポーツや学習活動に取り組めるよう各種事業を年間通して行ったとともに、生涯学習センターや図書館などの生涯学習施設、スポーツセンターなどの体育施設の利用促進を図った。

併せて、「2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の評価の記述を改め、全領域にわたって総点検を行った。また、今年度から報告書の内容について有識者への説明会等を開催した（P.48）。

【教育目標】

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

○自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をする資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

○豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にする心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

○たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

○粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

【基本方針】

東久留米市教育委員会は、市の基本構想が掲げる「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」と、それを実現するために示された「みんなが主役のまちづくり」という基本理念の下、「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」及び「主要施策の方向」（P. 5以降に掲載）に基づき、総合的に教育施策を推進します。

●基本方針 1 安全な学校と信頼される教育の確立

新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じた、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。

そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。

●基本方針 2 確かな学力の育成

主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。

そのために、小・中連携に基づく系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。

●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切に、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。

●基本方針4 健やかな心と体の育成

すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体の健康について理解を深めることが求められます。

そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。

●基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、生涯学習社会の確立を実現することが求められます。

そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。

また、市の文化財の保護・活用を通じて、歴史や文化に関心を持てるような取り組みを進めます。

5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成24年度主要施策の点検及び評価

点検・評価については「施策の取組状況」として事務事業を示し、主な項目ごとまたは関連項目ごとに評価を記載しています（カッコ内は主な所管課）。

※教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業等の体系については、P. 6 1以降の「平成24年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と事務事業の一覧」を参照。

基本方針1

●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

【主要施策の方向】

学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室・学務課・総務課)

①学校経営の推進

事務事業：教職員の人事管理の推進（教職員給与事務・教職員旅費支払事務）、教職員の健康の保持・増進（教職員健康診断事業【法定】・教職員健康診断事業【法定外】）

取組内容

学校経営の推進に当たっては学校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や日常的な職務を通じた人材育成の充実を図った。

また、学校経営の組織的・継続的な改善により、家庭や地域と連携した質の高い学校教育を実現するため、内部評価や学校関係者評価など全校が「学校評価」の充実を図り、さらに学校評議員を委嘱することにより広く市民の意見も聴取した。それらの結果を踏まえ、指導室では学校長が学校経営でリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行えるよう、支援も行った。



学校評議員による1年生の授業見学(中学校)

評価 前進 進行中 停滞

市の教育目標や学校の教育計画に基づいて的確な学校経営の推進を図り、校長等教育管理職のリーダーシップの伸長を図り、主幹・主任等の効果的な活用を図ることができたことは評価できる。学校評議員制度の下に学校の教育活動の公開や学校評価等を有効に取り入れ、学校経営の改善に努めたことは評価できる。さらに、評価結果については各学校ホームページや学校だより、保護者会等を通じて外部に公表し、多面的に評価内容を受け入れて改善を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も教育委員会・学校とも、地域・保護者等からの外部評価を真摯に受け止め、改善すべきところを見直していく。さらに、教育管理職のリーダーシップの伸長を図るため、研修のより計画的な取り組みを行っていく必要がある。

取組内容

市の教育目標や学校の教育計画に基づき、より充実した学習支援に取り組み、教員一人ひとりが「分かる授業」「できるようになる学習」「楽しい時間」を目指し、教員の資質向上に向けて、教員に求められる四つの力「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図り、授業や学校行事の工夫改善に不断の努力を行った。

評価 前進 進行中 停滞

個々の教員が主体的に教育委員会主催の研修及び各学校で行われている研究活動により、日々、教員としての資質の向上を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も、地域・保護者等から信頼される学校・教育活動であるために、教育センターや指導室との連携を一層深め、教員が系統性を持って意欲的に研修に取り組めるような研修体系を構築していく必要がある。

取組内容

学校組織の活性化には学校運営の担い手である教職員が心身ともに健康であることが求められるため、必要な健康管理を行った。

評価 前進 進行中 停滞

市の教育目標や学校の教育計画に基づいてより充実した学習支援に取り組めるよう、教職員の健康管理に配慮したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も教員が心身ともに健康で、より指導力を発揮できるよう、さらに環境を整えていく必要がある。

②児童・生徒等の就学の推進

事務事業：児童・生徒等の就学の推進（小・中学校入学通知事務、小・中学校在籍者名簿管理事務、就学通知事務、指定学校変更事務）、経済的負担の軽減（就学援助事業、日本スポーツ振興センター保険加入事業）

取組内容

小・中学校に入学すべき児童・生徒の保護者に対し、小・中学校を指定した入学通知書を発送するとともに、在籍者の名簿を作成して名簿管理を行い、日本スポーツセンターの保険に加入している。調整区域やその他の事情で指定校を変更する場合は保護者からの申請に基づき、指定校変更申請の判定会を行う。さらに、経済的な負担を軽減するため就学援助事業を実施し、給食費をはじめとした学用品費などの援助を行っている。

評価 前進 進行中 停滞

指定校を変更して就学することについては、いじめ等の理由により不登校となっている児童・生徒に対し、通学しやすい教育環境を提供していくことになるので評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も児童・生徒の就学に関しては、指定校変更や就学援助などに関する教育的配慮を行っていく。

③信頼される教育の確立

事務事業：教育委員会会議開催事業、教育委員会報作成事業、教育委員会会議録作成事業、教育委員会交際事業、指導主事研修事業、学校間連絡事務、成績一覧表調査委員会事業【都指定】、教育長会参画事業、教育委員会連合会参画事業、教育関係団体負担金参画事業、「教育振興基本計画（仮称）」策定事業、教育委員会生徒表彰

取組内容

教育委員会定例会・臨時会・協議会を開催し、懇談を重ね、教育にかかる議案等を精力的に審議（協議）し正案を得た（P. 56参照）。平成24年度は定例会12回（毎年度12回）、臨時会15回（23年度6回・22年度8回）、協議会2回（23年度4回・22年度2回）を開催し、合わせて議案91件（23年度50件・22年度49件）、報告事項83件（23年度78件、22年度108件）、協議事項4件（23年度4件、22年度2件）等に及んだ。

評価 前進 進行中 停滞

24年度は会議の開催回数も多かったが、教育委員会委員は事前に議案や報告書等の多くの資料を読み込んで審議に臨んできており、また、事務局も限られた会議時間で案件を効率的に審議できるよう各所管が分かりやすい資料づくりを心がけ、会議で活発な議論を行えたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

会議の開催回数が増え審議案件も多く、配布資料も膨大な量になってきているので、これまでどおり協議会を開いて説明を行うか、あるいは会議開催前に教育委員がじっくり目を通せる期間を設けるため、議案や報告資料の送付期日を配慮する必要がある。

取組内容

教育委員会委員は教育における見聞を広め、都県・他区市町村教育委員との情報交換の機会を持つため、東京都市町村教育委員会連合会等の会議（研修）に積極的に参加した。また、市立学校長との懇談や学校の各種行事にも参加し、本市の教育現場の状況把握に努めた（P. 60参照）。

評価 前進 進行中 停滞

教育委員会委員が各種会議（研修）や学校への行事出席で得た情報・知識等を委員相互で積極的に交換し、また、定例会等においては報告事項とするなど情報収集に努め、認識の共有を図り、活用したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

教育を取り巻く厳しい環境を分析し、本市の教育的課題に対応するため、今後も教育委員が適切な情報を得られるようにする必要がある。

取組内容

平成25年4月からの計画期間を予定していた「教育振興基本計画（仮称）」の骨子案を事務局の検討会でまとめ、懇談会を1回開催し、教育関係者の意見を伺った。

評価 前進 進行中 停滞

本計画を策定するに当たり、平成22年12月に「教育振興基本計画策定委員会設置要綱」を設け、内部で検討してきた。24年度には事務局による骨子はまとまったが、平成24年4月施行という当初の予定より遅れたことは進行管理に問題があった。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

「教育振興基本計画（仮称）」は市の教育目標とともに教育行政の根幹を示すものである。平成26年4月からの施行に向け、平成25年度は精力的に事務を進め、教育委員会で随時報告し、教育関係者の意見を伺う懇談会の開催やパブリックコメントなどを行う予定である。

取組内容

教育委員会会議録、教育委員会だより及びホームページの作成により、本市の教育行政の周知に努めた。

評価 前進 進行中 停滞

会議録は（非公開の会議・協議会を除く）、2カ月以内にホームページで公開し、同時に、製本して市政情報コーナーや図書館で閲覧できるように努めたことは評価できる。教育委員会だよりは発行回数が年2回であるができるだけお知らせ記事にとどまらないよう特集を組み、より市民に本市の教育行政に関心を持ってもらえよう努めた。しかし、日々、ホームページの内容を更新して新たな情報提供を続けるなど、ホームページの有効活用を図ることは十分にできなかった。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

「開かれた教育」のために、今後も教育行政の周知に努めていく。

取組内容

平成24年度教育委員会生徒表彰を行うに当たり、全中学校から14人（男女7人ずつ）が推薦され、表彰審査会にて審査し、教育長により14人全員が決定された。

評価 前進 進行中 停滞

この事業は実施して3年目になるが、生徒会等の学校活動や音楽・演劇等の文化的分野における活動を評価することにより、教育的効果を高めてきていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

さらに生徒の活動が広がることが期待され、生徒の励みとなる事業であるため、今後も実施していく。

【主要施策の方向】

子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、非常事態に対応できるような防災教育を行い、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。さらに、学校の体育館の耐震化や老朽化する教育施設の整備に努めます。

(施策の取組状況)

(学務課・総務課・指導室)

①子どもの安全確保の推進

事務事業：安全な通学の推進(学校通学路指定事務・交通擁護員活動事業)

取組内容

子どもの安全確保については保護者や学校から多様な要望があり、12校の小学校から通学路に関する要望を受け、通学路の路面表示やスクールゾーンの塗り直し、標識の設置などを行った。そのほか、小学校11校からは学校安全ボランティアの協力をいただき、子どもの登・下校の安全確保をさらに強化した。

評価 前進 進行中 停滞

保護者や学校からの要望に基づき、通学路の点検及び見直しを行うことにより、児童の登・下校時の安全を確保できたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も学校安全ボランティアをはじめとして、通学路の安全点検を行いながら子どもの登・下校における安全確保に努めていく。

取組内容

交通擁護員を引き続き必要な個所に配置して、子どもの登・下校における安全確保の推進を図った。

評価 前進 進行中 停滞

交通擁護員の配置は、交通に関する安全確保だけでなく不審者対策も兼ねているため、交通・不審者対策両面から児童の安全を確保できたことが評価される。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

通学路の安全対策は全国的にも急務であり、交通擁護員の担う役割は大きいと認識しており、今後も必要な所に配置していく。

②学校の安全管理の推進

事務事業:学校施設の整備の推進（小・中学校改修・補修事業、空調機設置事業、小・中学校校施設管理事業、小・中学校耐震補強事業、東京都公立学校施設整備期成会参画事業）

取組内容

◎学校施設の改修・補修事業として、第十小学校・小山小学校・南中学校・大門中学校の体育館及び下里小学校の校舎の耐震補強工事を実施し、建て替えを予定している東中学校の体育館を除いてすべての小・中学校施設の建物の耐震補強工事が完了し、教育環境の整備・安全性の向上を図った。また、第三小学校の外壁改修工事も実施した。

◎都の交付金を活用し、小・中学校全校の普通教室への空調機設置を計画し、未設置であった小学校7校の工事も夏休み期間中に完了した。

評価 前進 進行中 停滞

市の厳しい財政状況下にあつて耐震補強工事等が優先して実施されており、多額の費用を要する学校施設の大規模改修については進んでいない。しかし、空調機が普通教室へ設置されたことにより、児童・生徒の健康と学習効率の向上が図られたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

平成25年度以降も児童・生徒の安全確保に向け、各施設の危険箇所等の日常的点検を実施するとともに、より一層、簡易修繕を行うなどの取り組みを強化し、事故等の未然防止に努める必要がある。また、校舎及び体育館の耐震化事業が終了した平成25年度以降は、大規模改修工事及び非構造部材の耐震化に取り組んでいく。空調機の設置については特別教室も補助対象となるよう、引き続き、教育長会や市長会等を通じて要望していく。

取組内容

第六小学校及び南町小学校において平成25年度に特別支援学級が開級されることに伴い、各教室や職員室等の整備工事を行った。

評価 前進 進行中 停滞

特別支援教育におけるより良い教育環境を整備したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

小学校に続き26年度には中学校における開級を目指し、25年度に久留米中学校及び西中学校の整備工事を行う予定である。

【主要施策の方向】

学校の規模や配置・通学区域を見直すことで、「東久留米市立学校再編成計画」（平成14年11月策定）において本市が目指す「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる」よう、より良い教育環境の整備・条実に努めます。

(施策の取組状況)

(学校適正化等担当)

①機能的な学校づくりの推進

事務事業：学校の適正規模の推進（学校再編成事業）

取組内容

旧第四小学校は平成22年4月に策定した「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」に基づき、平成24年3月末で閉校となった。平成24年度には旧第四小学校の備品や物品の再活用・処分など閉校後の事務的作業を進めた。

また、閉校記念碑を設置するために旧第四小学校の関係者を交えて打ち合わせを行い、準備を進めてきたが、24年度内の設置はできなかった。

評価 前進 進行中 停滞

旧第四小学校の備品類や物品を市内の小・中学校や、平成25年度から開設が予定されている特別支援学級等で有効に再活用されたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

本市における学校の適正規模の推進は「東久留米市立学校再編成」が目指すところの「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる権利を保障するために学校を配置する」との方針に基づき、今後も「単学級・小規模校の解消」を最優先課題として取り組んでいく。旧第四小学校の閉校記念碑については25年度での設置を目指す。

【主要施策の方向】

地球温暖化対策等や環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテンなど省エネルギーに向けた取り組み、ならびに新学習指導要領に係る教材整備を進め、教育環境の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課)

①教育環境の整備の推進

事務事業：校庭芝生化事業、新学習指導要領に係る教材整備事業、教育施設エネルギー管理事業

取組内容

地球温暖化対策、緑化対策に加え、環境学習効果や地域でのコミュニティ形成に資するものとして、平成24年度にも第十小学校において校庭の芝生化整備(約3,000㎡)を行った。

評価 前進 進行中 停滞

第十小学校の校庭芝生化はこれまでにない規模で行っており、大きな教育環境の効果が期待できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

芝生は維持管理に手間がかかるため、良い状態で維持するためには専門業者・学校関係者・ボランティア等が一体となって協力し、維持管理していく体制をつくっていく必要があるが、第六小学校・小山小学校に引き続き、校庭の芝生化事業を推進する。

取組内容

新学習指導要領に伴う教材の整備については、平成23年度に引き続き、24年度も小・中学校における各教材の消耗品や備品を購入し整備を行った。

評価 前進 進行中 停滞

小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から新学習指導要領が本格実施されたが、平成24年度に整備がおおむね完了したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も必要な消耗品及び備品の整備を進めていく。

【主要施策の方向】

子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室・総務課)

①特色ある学校づくりの推進

事務事業：特色ある学校づくり推進事業、小・中学校周年行事事業

取組内容

全小・中学校が年度当初に特色ある学校づくりの計画を立て、推進を図った。学校では1学期から子どもたちの実態を把握し、保護者や地域の協力の下に取り組んでいる。

評価 前進 進行中 停滞

児童・生徒の活動の充実を図りながら、積極的に取り組んでいることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も学校だよりやホームページ等を通して市民に各学校の教育内容を広く周知する機会を設けていく。

取組内容

平成24年度に第三小学校が創立50周年を迎え記念式典を挙げるに当たり、記念誌を発行した。

評価 前進 進行中 停滞

記念誌を発行して、節目となる創立記念を児童・生徒の記憶に残す事業を行ったことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も各校が創立記念の事業を行うに当たり、誇れる歴史を残せるよう支援していく。

【主要施策の方向】

学校の自立的改革を進めるために、校長の指導の下、学校で「週ごとの指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実にを行い、教育課程の適正な編成・実施を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教育課程の適正な運営

事務事業：学校運営事業【指導】、小・中学校移動教室事業、教科書採択事業



教科書を配られた新1年生。思わず数えてみたくなるほど積み上がりました。小学校とは種類も大きさも、何より内容が違います(中学校)

た教員相互で評価して成果を共有し、課題を次期以降の授業で解決するよう図っていることは評価できる。

【今後の方向】 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も保護者には保護者会や学校だよりにより、地域関係者には学校評議員会などで説明していく。

【取組内容】

「週ごとの指導計画」は小・中学校合わせて100%の提出状況であり、校長の指揮の下、教育活動を計画的に実施している。学校評価についても教職員による内部評価、保護者や地域関係者による学校関係者評価を全校が実施し、保護者・地域の期待に応える努力をしている。

【評 価】 前 進 進 行 中 停 滞

「週ごとの指導計画」の提出は定着しており、教育課程が適正に実施されていることは評価できる。学校評価については関係者評価を中心に数値を公表し、肯定的な数値の割合が少ない項目については改善策を示している。例えば「分かりやすい授業づくり」の場合、その手立てを指導案に明記して参観し

【主要施策の方向】

教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①年間指導計画の公表

【取組内容】

年間指導計画や評価計画及び評価規準等は教育課程の届出とともに各学校から提出を受け、さらには各学校のホームページや年度当初の保護者会・学校だより等でも、授業改善推進プランとともに公表に努めている。

【評 価】 前 進 進 行 中 停 滞

年間指導計画や評価計画及び評価規準等については、全小・中学校で年度当初に示された。授業改善推進プランは国や東京都・市による学力・学習状況等に関する調査の結果を踏まえて毎年夏までに見直しを行い、10月以降、全小・中学校のホームページに掲載していることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も夏季休業日などを利用して、次年度から使用される教科用図書の研究を行うとともに、年間指導計画策定のための資料収集などを行っていく。

②授業公開・校内研究会の充実

事務事業：東久留米市教育研究奨励事業

取組内容

授業公開は各学校において学期ごとに1日以上開催し、行事の公開とともに計画的に実施している。

また、11月3日（土）は東久留米市立の小・中学校一斉公開日として、市内の幼稚園及び保育園等未就学児の保護者や市民に広く呼びかけ、延べ約1万人に公開した（表1参照）。校内研究会は年間を通して小学校で6回以上、中学校では4回以上開催し、研究授業も主に若手教員の育成を目的として、各校5回程度実施している。



熱心にプリントを読む児童
(小学校の校内研究会で)

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

各学期における授業や行事の公開は定着してきており、11月3日（土）の小・中学校一斉公開日は保護者以外の市民等の多数の来校者もあったことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

より開かれた学校を推進していくため、授業公開を進めていく。

<表1 学校一斉公開日参観者数一覧>

年度	保 護 者							地域 関係者	関係 機関	招待者	新1年 保護者	市教委	計	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計							
H23年度（小）	1,322	1,268	1,234	1,166	1,130	1,129	7,249	67	72	71	63	35	308	7,557
H23年度（中）	501	394	272				1,167	34	29	15	26	18	122	1,289
H23年度 全体	1,823	1,662	1,506	1,166	1,130	1,129	8,416	101	101	86	89	53	430	8,846
H24年度（小）	1,315	1,363	1,409	1,205	1,206	1,158	7,656	84	64	56	80	32	316	7,972
H24年度（中）	593	452	367				1,412	42	23	18	13	15	111	1,523
H24年度 全体	1,908	1,815	1,776	1,205	1,206	1,158	9,068	126	87	74	93	47	427	9,495

【主要施策の方向】

教員の授業改善及び指導力の向上に資するため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教職員の研修の充実

事務事業：教員研修事業【校内・校外】、教員指導力向上事業、教職員研修活動事業【都指定】、コンピュータ研修事業、生活・進路指導事業、コア・サイエンス・ティーチャー※活用事業



教育センターで行われた新任研修の様子

取組内容

◎指導室事業として初任者研修をセンター研修10回と宿泊研修(2泊3日)、2・3年次研修(年間4回)、4年次授業観察(年間1回)、10年経験者研修(年間7日程度)を、主に教育センターと学校において実施した。これらの研修は本市の教員の約3分の1に当たる約150人の若手・中堅教員が対象であり、該当するすべての対象職員が受けなければならない悉皆(全員が該当する)研修として、授業改善・工夫と教員の資質向上を目指した内容の研修を中心に行った。

◎教務、生活指導、進路指導の各主任会や主幹会等の職層による研修を開催した。

◎夏季休業期間中(4日間程度)、教員を対象にした特別研修会を計画し、教科指導の技量アップや児童・生徒理解を進めるための講座や実技研修等を行い、自由選択講座のほか若手教員のため悉皆講座を開催し、延べ309人が参加した(23年度289人、22年度240人)。

評価 前進 進行中 停滞

研修の機会は指導室年間計画で示し、各学校とも該当者全員が参加できるよう努力していることは評価できるが、より市が直面する教育課題に対応した研修も実施していく必要がある。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

夏季休業期間中の研修は児童・生徒のサマースクールや東京都教育委員会主催の研修等との日程の重複などが課題であるが、今後も東京都の研修決定後に本市が2次募集を行うことで、研修を希望する教員の研修機会をできる限り確保している。

※コア・サイエンス・ティーチャー(Core Science Teacher(CST))…東京都教育委員会がお茶の水女子大学と共同で養成した、地域の理数教育において中核となる、指導力と教材開発力に優れた小・中学校の教員のこと。

【主要施策の方向】

東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、教育に関する情報の収集・発信についても機能の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教育センター事業の効果的展開

事務事業：教育センター維持管理事業

取組内容

- ◎教育相談の回数は月平均200回を超え、年延べ3,000回以上の相談を受けている。不登校の児童・生徒が入室している学習適応教室は小学生2人と中学生12人が通い（23年度26人、22年度25人）、学校復帰することを目指している。
- ◎教職員等の研修で教育センター研修室を活用した年間回数は333回であり、60回の研修会等で活用した（23年度329回・68の研修、22年度：426回・68の研修）。
- ◎学校教育活動の支援として、情報教育支援員※の派遣、箏・三味線の和楽器の貸し出し、人権学習や教科のビデオ教材の貸し出し等を年間通して実施した（表2参照）。

＜表2 教育センター保管ビデオ及びデジタル教材(CD・DVD)数一覧＞

	23年度	24年度
ビデオ教材	159本	159本

※23年度から24年度にかけての変更なし

	23年度	24年度
デジタル教材(CD・DVD)	312枚	322枚

※23年度から24年度にかけて10本追加しました。

- ◎市立小・中学校の教育活動を支援するため、教育関係職員の研修や教育に関する調査研究等を行う学校支援室にスクールソーシャルワーカー※3人（23年度・22年度のいずれも3人）を配置し、福祉的なアプローチで児童・生徒を支援した。

評価 前進 進行中 停滞

相談室は17人の相談員により相談業務（来室と電話による）及び各種検査等で対応し、相談件数が3,000回を超えることから要望は大きい（学習適応教室は個別指導を中心に6人の指導員で対応している）。学校復帰率は上級学校への進学を含め高くなってきていることは評価できる。

今後の方向性 拡充 継続 改善 縮小

さらに、教育センターでは研修会場・教材の貸し出しのほか、連合行事等の準備等を行っており、今後とも、学校支援の要としての今日的な教育課題に対応できる教育センターとしての充実を図る。

※情報教育支援員…授業活用・情報モラル教育をはじめとするさまざまな教育活動を支援することを目的とした、情報教育に関する専門性を有した人材のこと。

※スクールソーシャルワーカー（School Social Worker（SSW））…児童・生徒が直面するさまざまな環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童虐待等や家庭の状況に起因する不登校や問題行動等の未然防止、改善及び解決、学校内のケース会議等の充実を図るため、本市の

教育委員会でも起用した「社会福祉士」や「精神保健福祉士」等の有資格者、及び教育や福祉の分野における活動経験の実績等を有する専門家のこと。

②教育センターの人材の有効活用

取組内容

多様化する児童・生徒の理解を深め適切な指導を行うため、教員の指導力や授業力の向上に取り組むことが重要である。学校では若手教員の増加が顕著になっており、教育センターでは若手教員育成研修を実施し、学校を支援している。さらに、教育アドバイザー※を初任者教員の指導や小学校1年生の学級に対し要請のある学校に訪問させ、校内体制づくりに助言や支援を行った。

情報教育支援員※はコンピュータ活用授業の支援のほか、情報モラルに関する研修の講師として、保護者・地域関係者の会合にも招かれた。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

初任教員の増加や配慮を必要とする児童・生徒が増える中で、教育アドバイザー等による学校での授業観察や指導・助言が適切に行われたことは評価できる。また、情報モラル・セキュリティー等の問題については、解決しなくてはならない技術的な面や相談する関係機関との連携強化が図れたことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

情報教育支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門性に優れた人材の確保は喫緊の課題である。また、学校支援室の拡充を図り、多様化する今日的な教育課題に対応できる教育センターにする必要がある。

※教育アドバイザー…各小学校を巡回し、初任者対応や小一問題対応などへの助言をしたり、相談に応じるために、東京都教育委員会が指名している元学校長等の管理職経験者や退職教員などのこと。

※情報教育支援員…P.15参照

【主要施策の方向】

学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校教育の公開・説明の推進

事務事業：教育要覧作成事業

取組内容

◎全小・中学校はホームページや「学校だより」により、教育目標、学習内容及び授業のねらいや授業改善推進プラン、さらには教育活動等の事前の周知をして、学校教育の公開と説明を行っている。また、学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を積極的に受け、改善に努めている。

◎平成24年度は中学校において、生徒による授業評価を全校で実施した。それによって、教師の授業改善に対する意識が高まり、反省と改善を加えた結果、生徒の授業への満足度も着実に向上した。また、生徒への指導にも役立てることができ、一定の成果を収めてきた。さらに、教員相互の授業評価を行う学校も増加した(24年度7校・120回、23年度6校・98回)。評価を受ける回数

は年間5回以上実施している学校もあり、年度内に改善を図る努力をした（23年度・22年度のいずれも年間5回以上）。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

学校教育の公開と説明の回数や周知方法等は学校の実情によって異なっているが、学校教育の公開と説明は積極的に全小・中学校で行われ、また、教務主任会において学校評価の内容や評価のサイクル等を検討し、各校の取り組みの参考にできたことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も積極的に学校公開を進め、広く周知していく。さらに、学校評価の精度を高め、教育課程の改善・充実にいかしていく。

②開かれた学校づくりの推進

取組内容

教育活動の公開と説明に努めることと合わせて、地域の教育的な資源（人材及び地域の施設や自然環境等）を生かして教育活動に導入するなど、各校が実態に応じて工夫している。例えば、囲碁や将棋を教えてもらったり、琴や三味線・和太鼓の指導を地域の方に支援してもらったりしている。また、地域に伝承されているお囃子の指導を地元の保存会から受けるなど、特色ある教育活動と合わせて、開かれた学校づくりを推進している（地域人材「教育活動協力者」活用事業 平成23年度446人、平成24年度403人）。



地域の方とのふれあいデーの様子(小学校)

評価 前 進 進 行 中 停 滞

小学校では、「総合的な学習の時間」やさまざまな体験学習に、地域人材をゲストティーチャーとして招くことが定着していることは評価できる。中学校については学習内容や学習進捗の関係から、地域人材の活用は小学校に比べると少ないが、生徒の活動としては市内の社会福祉施設等での介護支援ボランティアを実施したり、地域の祭りが開催された翌日の片付けに参加したりするなど、地域貢献活動が盛んであることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

地域の教育力の向上が求められている現在、地域と一体となった学校運営が不可欠である。さまざまな交流事業の先進事例を学び、継続的な努力が必要である。

【主要施策の方向】

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害※、高機能自閉症※などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。

(施策の取組状況)

(指導室・学務課)

①特別支援学級の充実

事務事業：特別支援学級校外学習事業、特別支援学級通学バス運行事業、特別支援学級宿泊学習事業

取組内容

特別支援学級については、引き続き、固定学級を小・中学校に開設し、第三小学校に4学級29人、第七小学校に3学級22人、神宝小学校に3学級20人、東中学校に1学級5人、中央中学校に3学級22人の児童・生徒が在籍した。通級指導学級では、第七小学校に4学級41人、東中学校に1学級5人の児童・生徒が通級した。また、平成25年度に新たに設置する小学校の特別支援学級に続き、中学校においても新たに平成26年度から特別支援学級を開設するため、中学校の「特別支援教育の環境整備計画（平成23年度～25年度）」を策定した。

評価 前進 進行中 停滞

小学校に固定学級及び通級指導学級を新たに開設することは、学校間の児童数を平準化するとともに、他区市に通級している児童や保護者の負担を軽減することから評価できる。また、中学校についても教育の継続性を考慮すれば、市内で特別支援教育を受けられることは評価できる。しかし、在籍生徒数が少数であることから、教員の確保や学級を開設することの課題は残る。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も特別支援学級に在籍する児童・生徒の障害状況や、その特性に見合った特別支援学級（固定・通級学級）の開設を推進していく。

※注意欠陥／多動性障害（ADHD）…Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder。

ADHDとは年齢や発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※高機能自閉症…3歳ぐらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
(出典：東京都就学相談の手引き)

②特別支援教育の推進

事務事業：特別支援対象児就学事業、就学支援委員研修事業

今後の取組

小・中学校に在籍する児童・生徒の障害に応じて適切な支援を行うため、就学支援委員会には特別支援学級設置校の校長をはじめ、副校長会代表、特別支援・通常学級の教諭及び養護教諭、近隣特別支援学校の教諭・医師等を交えて、教育的対応の充実を図った。就学支援委員会が実施した就学相談

件数は116件であった（23年度83件）。

関係諸機関と密接な連携を図り、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞いた上で、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進した。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

就学支援委員に専門家を入れることで適正就学の判定材料になるなど、体制の整備が確立したことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

児童・生徒の適正就学のために関係諸機関との連絡を密にするとともに、障害に応じてさらに専門性の高い就学支援委員会の組織づくりを行っていく。

【主要施策の方向】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭、幼稚園、保育園と小学校への円滑な連携に努めます。また、教育の機会均等に資するため、中学校卒業後、経済的理由により高等学校等への修学が困難である生徒に対し、学資金の助成を行います。

（施策の取組状況）

（学務課・総務課）

①就学前機関との連携

事務事業：就学支援シート活用事業、公立幼稚園保育料徴収事務

取組内容

◎保育園や幼稚園等に通っている幼児が、小学校での生活を楽しくスムーズにスタートできるよう、生活の様子等を小学校に引き継ぐため、「就学支援シート」を引き続き活用した。就学支援シートの提出件数は48件であった（23年度52件）。

◎平成20年度で公立幼稚園は閉園したが、当時の幼稚園児の保護者に対し電話及び郵送による保育料の催告（再督促）を行った。

◎公立幼稚園保育料については平成25年第1回市議会定例会において債権放棄の議案が承認され、一部の債権放棄を行った。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

就学支援シートを活用することは、保育園・幼稚園等での様子を学校へ伝えられることからスムーズな支援の引き継ぎができるため、評価できる。しかし、就学支援シートは任意のため、学校に対象者全員の情報提供ができないという課題が残る。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

就学支援シートは就学前機関からの情報として重要なものであり、引き続き、今後も活用していく。未納者については引き続き電話及び郵送により催告を行っていく。

②高等学校等への修学支援の充実

事務事業：奨学資金助成事業

取組内容

◎奨学資金運営委員会の審査を経て、平成24年度も都立高等学校に修学する高校生に毎月5,000円・17人（23年度17人・22年度20人）及び私立高等学校に修学する高校生に毎月1万円・11人（23年度11人・22年度10人）の給付事業を行った。

◎24年度は私立高等学校の入学支度金（20万円）の貸付申請はなかった（23年度・22年度のいずれも申請なし）。未償還の奨学生に対しては郵送及び訪問による催告（再督促）を行った。

◎平成25年第1回市議会定例会において債権放棄の議案が承認され一部の債権放棄を行い、併せて、「東久留米市奨学資金に関する基金条例」の一部も改正し、基金の減額を行った。

評価 前進 進行中 停滞

経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の給付及び貸付を行うことで教育の機会均等を図っていることは評価できるが、予算の範囲内での事業であるため奨学生の認定に限りがある。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

市の奨学資金の給付は予算の範囲内での事業であるため、引き続き、他の機関の同様の制度を紹介していく。奨学貸付金返還の催告についても引き続き、行っていく。

【主要施策の方向】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。

（施策の取組状況）

（学務課）

①学校間の連携の推進

取組内容

学校間の連携については小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中連絡会の分科会を中学校区ごとに組織して小・中交流会を実施したり、夏休みにサマースクールを開催したりするなど、小・中連携を図っている。さらに、個別適応計画書を活用し、各校における長期欠席児童・生徒の状況を把握し、該当児童・生徒ならびに保護者への継続的対応や校内の教員同士が共通理解を図り、組織的にいじめや不登校問題等に取り組んでいる。

特別支援学級との連携では、市内在住で都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が市内の公立小・中学校に副次的に籍を置く副籍制度を設け、地域の小・中学校行事における交流、学習活動への参加など、居住する地域とのつながりの維持・継続を図った。

評価 前進 進行中 停滞

居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も幼稚園や保育園から小学校への円滑な就学を支援するため、連携のあり方について検討していく。



小学生が中学校に体験入学。先生と先輩のやり取りを教室の後ろから真剣に見つめています（中学校）。

【主要施策の方向】

学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については「東久留米市個人情報保護条例」及び「東久留米市情報公開条例」に基づいて適正に取り扱います。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校情報の公開**取組内容**

◎ホームページによる公開は全校で行っている。教育目標・教育活動の紹介・授業改善推進プラン・学校への交通案内等については、全校で掲載している。学校だよりや教員の研究活動等が半数以上の学校で掲載されている。また、ホームページに個人情報の保護をうたったり、インターネット運用を明記したりするなどの学校が11校ある(22年度・21年度のいずれも9校)。なお、写真掲載には児童・生徒が特定されないよう画像処理をするなどの配慮を図っている。

◎学校では情報モラル・セキュリティ担当者を決め、校内研修において情報モラルの意識向上を図るために、表現に対する人権感覚を高めたり、個人情報の扱い方についても共通理解を図るなど適切な対応に努めている。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

各小・中学校で、工夫を凝らしたホームページによる公開が行われていることは評価できる。また、児童・生徒の個人情報の扱いについては適正な管理・運営に努めており、特に、個人情報等の漏洩防止のために研修や情報提供を行い、常に注意喚起に努めていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

開かれた学校づくりを推進していくことが児童・生徒の安全につながるきっかけにもなるため、保護者や地域の方々からより広く支援を受けられるような情報提供を行っていく。

基本方針2

●基本方針2 確かな学力の育成

【主要施策の方向】
 わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学習指導の工夫・改善の推進

取組内容

東京都による学力調査、さらに本市独自でも学力に関する調査を実施し、児童・生徒の各校の実態に合った授業改善推進プランを立てて、学習指導の工夫・改善を推進している。小学校では教科等で育成したい能力を明確にして年間の研究テーマを設定し、低・中・高学年の分科会等を設けて研究授業を行い、「分かる授業」「できるようになる学習」を目指して校内研修に取り組んでいる。中学校では教科の枠を超えて、授業を教員相互に公開し、授業力向上に取り組む校内研修を進めている。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

小学校においては指導の工夫・改善のための研修には研究授業と協議を行い、さらに専門性の高い教育関係者を講師に招き、指導・助言を受けることが定着しており、若手教員の指導力向上が図られている。中学校においては教科別の授業改善研究会の取り組みが指導力向上のための貴重な機会となっている。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

市教育委員会としては授業改善研究会で教科別の授業研究を年間3回・合計84回行った。また、若手教員（1年次～3年次）は授業力向上のための授業研究を年間3回・合計195回行った（表3参照）。さらに、毎年、東京教師道場※の部員及びリーダーへ市内の教員を積極的に推薦している。

<表3 小・中学校授業改善研究会教科別参加教員数>

年度		国語	社会	算数 数学	理科	生活	音楽	図画工作 美術	技術
H23	小学校教員数	35	19	32	19	17	16	17	
	中学校教員数	18	14	20	20		8	8	17
	小・中全体数	53	33	52	39	17	24	25	17
H24	小学校教員数	32	19	31	20	21	16	15	
	中学校教員数	17	15	22	21		8	8	17
	小・中全体数	49	34	53	41	21	24	23	17
年度		家庭	体育 保健体育	道徳	外国語 活動 外国語	総合的な 学習の 時間	特別活動	特別支援 教育	教員数
H23	小学校教員数	15	29	18	16	14	19	21	287
	中学校教員数	8	7	20	11	11	10	10	182
	小・中全体数	23	36	38	27	25	29	31	469
H24	小学校教員数	14	24	18	16	16	16	22	280
	中学校教員数	8	7	23	9	9	9	10	183
	小・中全体数	22	31	41	25	25	25	32	463

※東京教師道場…東京都教職員研修センターによる、授業研究を通して2年間、継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く研修（機関）。

【主要施策の方向】

学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの到達状況や特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①少人数学習の推進

事務事業：学校教育サポート（学力向上支援員・教育活動協力者）事業、習熟度別少人数指導実践研究推進事業

取組内容

少人数学習集団による授業は、習熟度別学習による授業とティームティーチング※（TT）授業と合わせると、全小・中学校で実施している。特に、小学校では算数、中学校では英語と数学で多く実施されている。

評価 前進 進行中 停滞

児童・生徒一人ひとりの習熟の程度をレディネステストや観察結果による学習カルテの作成等で多面的・多角的に把握し、習熟の程度に応じた教材・指導方法の開発を行っている。また、児童・生徒一人ひとりの習熟の程度に応じてきめ細やかな指導を行い、児童・生徒の学力の定着と向上を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

習熟度別少人数指導における効果検証を通して、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、より一層個に応じた指導の充実を図っていく。

※ティームティーチング（team teaching）…複数の教師による協力的指導のこと。

②多様な教育の推進

事務事業：音楽鑑賞教室事業、学力向上支援事業、言語能力向上推進事業、社会科副読本作成事業、理科支援員等配置事業、副読本等に関する事業、連合音楽会事業、連合作品展事業、小・中連携教育課程委員会事業

取組内容

多様な教育への取り組みとして、国際理解教育や環境教育などの今日的な教育課題へ独自性をもって取り組んだ。さらに、基礎・基本の定着を図るために各校の実情に合わせて、漢字や計算等に学校独自で校内検定や校内体制を取って学習計画を立てて取り組んだり、学力を支える生活リズムの定着を図る活動などを行っている学校もある。

評価 前進 進行中 停滞

学力向上を図るための調査結果や児童・生徒の学習状況等を踏まえ、学校ごとに学習意欲の向上や学力向上のための工夫を行っている。また、小・中学校9年間を見通した授業を実践するために検証授業を行い報告書にまとめ、今後の小・中連携教育の推進に寄与したことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

平成24年度の社会科副読本は3年生の実践事例集を作成した。平成25年度は4年生の実践事例集を作成し、充実を図っていく。

③子どもの特性に応じた多様な教育の推進

事務事業：日本語学習指導事業

取組内容

日本語の習得及び日本の文化や生活習慣の理解を深め、日本の生活や学校生活の早期対応を図るよう、日本語指導のための講師を派遣している。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

平成24年度に日本語学習指導を利用した児童・生徒は7人であった。日本の文化や生活習慣への理解を深めるよう支援していくことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

日本語の指導を必要とする外国人に対し、今後も引き続き要請に応じることができるようにしていく必要がある。

【主要施策の方向】

世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育の充実を図るとともに、ALT（外国語補助指導員）や地域の人材の協力を得て外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①伝統と文化の理解の推進

取組内容

国際理解教育において異文化理解に努めるとともに、自国の伝統と文化の理解を図る活動も進めている。例えば、小学校では6年生全員が和楽器の演奏ができるようになる機会を通して、日本の伝統・文化を体験し学んでいたりと、地域から指導者を招いて「竹とんぼ」を全校児童で作製段階から学び、学校行事に位置付けて学校の伝統行事としても長年取り組んでいるところがある。

中学校では総合的な学習の時間等の中で、国際理解教育の推進を図るとともに、音楽では箏や三味線を中心に和楽器を学び、日本の伝統・文化について体験を通して理解を深めている。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

伝統と文化を理解する活動としては、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めているが、学習指導要領の改訂を受け、日本の伝統・文化についての学習をさらに推進していることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

国際社会に生きる日本人の育成を図るため、学校の教育活動を通じて国際理解教育を推進するとともに、自国の伝統や文化の正しい理解の上に、社会の一員であることを自覚し自ら主体的に社会の役に立とうとする意欲や態度を高めることは必要である。

②英語教育等の推進

事務事業：外国人による英語教育事業、小学校英語活動事業

取組内容

小学校では1年生から英語活動に英語活動支援講師を活用して全校で実施し、1学級当たり1年生～4年生が8時間、5・6年生は35時間実施している。中学校では1学級当たり12時間を外国語補助指導員（ALT）の活用を生かして英語教育の充実を図っている。

評価 前進 進行中 停滞

小学校では学習指導要領に明記されているコミュニケーション能力の素地を育成するための指導がまだ十分ではない。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

指導員の技量については平準化を図るとともに、さらに高めていく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちの地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めるため、全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO₂の削減に向けた環境教育を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①環境教育の充実

取組内容

年3回、学年を替えてCO₂削減の取り組みを行っている。環境を意識した行動を数値化し、自分たちの取り組み成果を実感できるように工夫することで、活動の意欲づけを行っている。

評価 前進 進行中 停滞

児童・生徒の実態に応じて、緑のカーテン作りやビオトープを使った活動を行っている。さらに、校庭の芝生化など施設の改良も行っており（関連記事はP.10参照）、児童・生徒の活動は盛んになっていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、児童・生徒の地球温暖化防止への意識と環境に配慮した行動を実践する意欲を高めていく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校と家庭の協働の推進

取組内容

家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題（宿題）の出し方の工夫に努めている。東京都による学力調査、さらに本市独自でも実施している学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。このことによって、家庭学習の見直しや推進を図っている。

評価 前進 進行中 停滞

各学校では学習習慣の定着に向けて、授業における学習規律を徹底させる取り組みのほか、個別指導にも努めている。また、学校だよりや保護者会等で家庭学習の重要性を訴えるなどの啓発に努めていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善
 縮小

今後も、学校が「分かる授業」「できる楽しさ」「やればできるという自信」を目指し、家庭への協力を働きかけていくことが必要である。



都の学力調査の様子(小学校)

【主要施策の方向】

「総合的な学習の時間」の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において「総合的な学習の時間」の授業の教育効果の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①総合的な学習の充実

取組内容

学校からは教育課程の届け出の際に、「総合的な学習の時間」の年間指導計画（全体計画）の提出を受けて、各学校の児童・生徒の実態や地域の実情に合った意図的な学習になるよう求めている。さらに、次年度へ成果と課題が反映されるよう実施報告も求め、必要に応じて指導助言に努めている。

評価 前進 進行中 停滞

「総合的な学習の時間」における取り組みの内容には、各学校が特色ある活動として継続して取り組んでいるものが多く、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

活動を重視するだけでなく、活動を通じて思考力・判断力・表現力等の能力が身に付く学習となるよう指導・助言していく。

【主要施策の方向】

情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的な教育課題に対し、規範意識の向上を図るため、「情報モラル教育」などを充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①情報教育の充実

事務事業：教育活動支援事業

取組内容

情報教育支援員を2人配置とし、コンピュータを活用する授業のアシストや情報モラル・セキュリティに関する啓発や研修に当たっている。特に、情報モラルに関しては小・中学校とも、児童・生徒

の情報モラルの意識の向上には学校だけでなく、家庭まで含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めている。平成24年度には7校の小・中学校で児童・生徒対象の情報モラルセキュリティ教室を実施した。

評価 前進 進行中 停滞

情報教育支援員によるコンピュータ活用授業のアシストは、コンピュータを活用できる教員が増えたことで減りつつあるが、情報モラル・セキュリティに関する教員や保護者向けの啓発や研修の講師としての活用が増えていることは評価できる。また、教員の研修として、情報モラルセキュリティ担当者会で、肖像権協会から講師を招き、教育現場で配慮すべき肖像権や著作権についての研修を行ったことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

児童・生徒の情報モラルの意識の向上には、学校だけではなく家庭までも含めた児童・生徒の生活環境かすべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めていく。

※情報教育支援員…P. 15参照

【主要施策の方向】

子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、「ガイダンスの機能」の強化に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①キャリア教育の充実

取組内容

勤労の尊さや創造することの喜びを体得させることは望ましい勤労観や職業観を育(はぐく)むとの認識に立ち、中学2年生の3日間以上の職場体験を推進している。今年度は農業委員会の紹介を受け、7件の農家が28人の生徒を受け入れた。

評価 前進 進行中 停滞

キャリア教育の重要性については各学校とも認識しており、職場訪問や職場体験等の機会は教育課程に位置付けていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

受入側の事情もあり、実施期間が重複しないよう学校間の調整や、新たな体験先を開拓していく必要がある。



職場体験で会社等に何う前に、マナー講習会で学んだことをいかして、会社に電話をします。職場体験は既にここから始まっています(中学校)

【主要施策の方向】

子どもたちに進んで読書する態度をはぐくむため、「文字・活字文化振興法」及び「東久留米市子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にふれる機会の充実や、情報活用能力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(図書館・指導室)

①子ども読書活動推進計画の推進



「学校図書館整備計画」の実施に当たり、モデル校となった第三小学校の学校図書館

取組内容

◎指導室では「学校図書館整備計画」を策定し、学校図書館の蔵書管理システムの導入を進め、学校、指導室、図書館が連携して読書活動や学習支援を行う体制を整え、学校図書館運営指針を示した。

◎図書館では各図書館及び学校図書館支援センターにおいて、児童・生徒の読書活動の支援、学校等への情報提供、学校図書館整備支援、学校や児童関係施設への団体貸し出し、ボランティアの育成等、読書推進と読書環境整備の事業を行った。

評価 前進 進行中 停滞

「子ども読書活動推進計画」については現計画の検証を踏まえ、次期計画の策定を行う段階にある。各学校で読書活動や学習への図書の利用も活性化してきており、「学校図書館整備計画」に基づき、学校、指導室、図書館の連携をさらに進め、学校における図書館の活用と読書活動の推進を図っていくことが求められている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

「学校図書館整備計画」を推進し、「子ども読書活動推進計画」(第二次)を策定する。

基本方針3

●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

【主要施策の方向】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」などに基づき、人権教育を推進します。

(1) 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①人権教育の推進

取組内容

校長会・副校長会をはじめ初任者研修会等、職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施した。また、人権教育推進委員会を年10回(23年度5回、22年度4回)行い、各校の人権意識を啓発するリーダー研修も行った。さらに、第五小学校では東京都人権教育推進校として、研究発表を行った。

児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を毎年行っている。平成24年度は小・中学校全21校からの応募があり、作品応募総数は4,503点であった(23年度:21校・3,390点、22年度:21校・3,299点)。優秀作品を顕彰する意義を込めて、表彰式「市民のつどい」を12月8日(土)に開催した。

評価 前進 進行中 停滞

人権教育を推進するために、まず、教員の人権感覚を高めさせ、人権についての知識を身に付けさせるとともに、身の回りにあるさまざまな差別の解消を図らなければならない。人権教育推進委員会では東京都から講師を招き、人権教育プログラムの研修を実施したり、自校の指導計画を見直した。また、児童・生徒の人権感覚の高揚と資質向上に向けて、指導理念3カ条を書いたカードを作成し、啓発活動を行ったことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

学校訪問の際に見聞する教員の発言・掲示物・行動に対して、指導室として人権感覚が高まる指導・助言を繰り返し実践していく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、「人権尊重推進月間」を通して、学校、家庭及び地域の連携を図ります。また、「東京都男女平等参画基本条例」及び「東久留米市男女平等推進プラン」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を子どもたちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①豊かな人間性の育成

事務事業：人権尊重教育事業

取組内容

一人ひとりの児童・生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、各校において取り組みを推進している。また、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、道徳授業地区公開講座をはじめ、学校一斉公開日や学習発表会などの学校行事を公開して、児童・生徒の道徳授業や学習成果・表現活動を発表する機会を設けている。

評価 前進 進行中 停滞

各校で、人権俳句などを作成したり、人権をテーマにしたグループ発表を行うなど、「人権尊重推進月間」の取り組みを行っている。学習発表会など年間に数回行われる学校行事の公開には、保護者や地域の方が積極的に参加し、児童・生徒は学習の成果を発表している。児童・自らが高め合い、集団意識の醸成につながっていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、人権尊重教育の推進について指導・助言していく。

【主要施策の方向】

社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①体験活動の充実

取組内容

地域・関係機関などの協力を得て、中学2年生では職場体験を全校で実施している。また、中学校では地域清掃活動・美化活動を年間1回から3回実施している。さらに、毎年、地域の祭りの翌日の片付けと清掃に参加し、地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動をしている学校もある。

評価 前進 進行中 停滞

体験活動は職場体験のほか、福祉体験や地域貢献の活動が中心になっている。学校の夏季休業中の活動として定着している。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、体験活動が充実するよう指導していく。

基本方針 4

●基本方針 4 健やかな心と体の育成

【主要施策の方向】

子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。

(1) 学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。

(2) 道徳授業地区公開講座※などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①道徳教育の推進

取組内容

各学校では道徳教育の全体計画・年間指導計画に則って、学習指導要領に示されている年間授業時数35時間を超える道徳の授業を実施し、規範意識や豊かな心の育成を図っている。

評価 前進 進行中 停滞

道徳授業地区公開講座の意見交換会では、各学校の課題に応じたテーマを設定し、学校、家庭及び地域が協議する機会を設けて地域の大人への「心の教育」のあり方や重要性についての啓発を行っていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

社会生活上のルールやモラル、命の大切さなどについて、家庭、学校及び地域社会が連携し、子どもたちの人間としてより良く生きていく力を育成していくため、「道徳的実践活動学習教材」等の活用を図るなどして、道徳教育の一層の徹底を指導していく。

②心の育成の推進

取組内容

学校では道徳の授業を中心に規範意識の育成を、また、学級活動では集団の一員としての望ましい態度の育成を、さらに、学習発表会や合唱祭等の行事を中心に表現活動の充実を図りながら、児童・生徒の心の育成を推進してきた。

評価 前進 進行中 停滞

道徳教育の要としての道徳の授業は、全小・中学校で年間指導計画に沿って時数が確保され、適正な実施が図られている。また、「総合的な学習の時間」「特別活動」において、ボランティア活動や生産活動、職場体験などの体験的な学習を実施するよう指導していることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

職場体験や奉仕活動、地域活動などさまざまな体験活動を通して、社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育むことをねらいとした取り組みの充実について、今後も各学校へ指導していく。

※道徳授業地区公開講座…東京都教育委員会は家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成10年度から都内の公立小・中学校等で「道徳授業地区公開講座」を開催している。平成12年度からは「心の東京革命」の一環として位置づけ、より広く都民に公開することを重視し、平成14年度には都内すべての公立小・中学校で、さらに平成18年度からは都立学校のうち、すべての中等教育学校前期課程及び付属中学校、特別支援学校を加えて実施されている。

【主要施策の方向】

学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室・生涯学習課)

①子どもたちの体育・健康教育の充実

事務事業：子どもたちの健康の保持・増進(小・中学校定期健康診断事業、口腔衛生指導事業、小・中学校環境衛生管理事業、学校医等設置事業【小・中学校】、学校医等各種研究会事業、就学時健康診断事業、体力向上支援事業)、スポーツ教育推進校事業

取組内容

健康教育については、「学校給食」の分野では各学校の給食主任・栄養士による「学校給食部会」を年3回開催した。部会では学校公開日に給食試食会を実施して、正しい食習慣を身につけるための健康教育に関する情報交換を行った。

評価 前進 進行中 停滞

各学校で「食に関する年間指導計画」の資料とするために、部会で話し合われた内容を活用している。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も給食主任の教諭と学校栄養職員による情報交換の機会を活用していく。

取組内容

◎小・中学校全員を対象に体力調査を実施した。その結果から、学校全体及び子どもたち一人ひとりに、体力向上の必要性和自己の体力の優れている点や不足している点を示すことができた。また、同時期に行う生活習慣に関するアンケートの結果からも、運動の傾向や運動を含めた生活習慣の改善策を情報提供している。

◎子どもを対象としたスポーツ事業としては、少年少女駅伝大会に502人(23年度445人、22年度501人)、はるな梅マラソンへの選手派遣26人(23年度26人、22年度26人〈東日本大震災のため中止〉)、自然体験教室42人(23年度37人、22年度60人)、スポーツ少年団体力テスト415人(23年度426人、22年度495人)などを実施した。

◎3月20日(祝)に開催された中学生「東京駅伝」大会は4回目を迎えた。これは、東京都により、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上や競技力の向上などを目指すもので、区市町村立の中学校から選出された選手たちが、男子は42.195kmを17人で、女子は30kmを16人で完走した。男子は51チーム中13位、女子は50チーム中26位の総合50チーム中21位の成績であった。



新学習指導要領では武道が1・2年生の男女とも必修となりました。この学校では柔道を選択しています。写真は柔道の2時間目の授業を受けている1年生の女子が、基本の受身や補強運動を行っている様子です(中学校)

評価 前進 進行中 停滞

小学校体育巡回実技研修運営委員会を設置し、市内の教員が講師となり、全小学校において教員を対象の体育巡回実技研修を実施していることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

本市の子どもの体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が見られる。クラブなどで運動している子どもほど得点が高いため、今後も引き続き、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要がある。

【主要施策の方向】

いじめや不登校、非行などの子どもたちの多様な課題への対応の充実を図ります。

(1) 「いじめ0（ゼロ）」「不登校0（ゼロ）」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。

(2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー※・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①いじめと不登校の対応の充実

事務事業：教育相談事業、不登校対策事業、全国適応指導教室連絡協議会参画事業、教育相談員配置事業、スクールソーシャルワーカー配置事業

取組内容

いじめの実態把握や指導状況について調査を実施し、いじめの早期発見・早期解決・未然防止を啓発している。スクールカウンセラー連絡会を年1回開催し、指導室・教育相談室と学校とが連携している。不登校の児童・生徒には学習適応教室で個別に対応し、学期ごとに不登校の児童・生徒の一人ひとりの状況を学校とともに指導室が把握し、かかわり方等の指導・助言に努めている。

評価 前進 進行中 停滞

校長会、副校長会及び生活指導主任会等のさまざまな教員研修会において、「いじめは絶対に許さない」との認識に立ち、早期発見・早期解決・未然防止の啓発を年間通じて行っている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

いじめの問題は重大性を再認識させるとともに、今後も組織的・継続的な対応を指導・助言していく。不登校の要因が年々複雑化していくことから、関係機関との連携をより一層充実させていく。

※スクールカウンセラー（SchoolCounselor（SC））…児童・生徒の不登校や問題行動等の対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。それに対応するため、公立中学校を中心に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する専門家のこと。

※スクールソーシャルワーカー…P. 15参照

②非行などの課題への対応の充実

取組内容

非行防止や健全育成に向けての迅速な対応を図るため、月1回の生活指導主任会において、非行防止や安全対策に関する国や東京都からの方針等の情報提供を速やかに行うことに努めた。また、児童相談所や警察署との連携強化のため、主任会への参加を要請し、学校との連携の機会を増やした。さらに、本市の教育相談員やスクールソーシャルワーカーにも同席を求めている。

評価 前進 進行中 停滞

同時に、学習適応教室及びスクールソーシャルワーカー等と相談機関との連携を取りながら、個々の児童・生徒や保護者の意向等を十分に尊重し、学校復帰・進路選択ができるよう努めていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も、非行防止や健全育成に向けては、日ごろからさまざまな連絡会等を通して、子ども家庭支援センター、児童相談所や警察署等との連携強化を図っていく。

【主要施策の方向】

「東久留米市食育推進づくりの基本方針」や学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指します。子どもたちに食の大切さや正しい知識を身に付けさせるため、学校における食育を推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室)

①食に関する指導の充実

事務事業：小学校給食の充実(小学校給食事業、小学校給食におけるO-157等対策事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食施設衛生管理事業、学校給食における地場産農作物活用事業、小学校給食調理業務委託事業、学校給食配送事業、学校給食施設整備事業)、中学校給食の充実(中学校給食事業、中学校給食におけるO-157等対策事業)

取組内容

◎児童・生徒期は望ましい食習慣を形成する時期のため、教育活動全体で「食育」の充実を図った。

特に、地産地消の観点から東久留米の産業への理解を深めるため、地場野菜を積極的に給食へ取り入れた。さらに、4課(健康課、障害福祉課、保育課、学務課)栄養士連携会議で夏・冬野菜のレシピを作成して給食で提供したり、レシピを各家庭に配布して食への関心や意識を高めた。そのほか、旬の野菜への理解を促すため、農家の庭先販売と連携するなど、学校、家庭、地域と連携して食育に取り組んだ。

◎「食に関する指導の全体計画」を推進するため、研究授業を実施した。各小学校の栄養士がティ

ームティーチング(TT)により、6年生の家庭科で「伝えよう ありがとうの気持ち」を題名に、お弁当づくりを通して、家族との心のつながりを深める授業を全校で行った。児童は自分のお弁当を作ることで、バランスの良い食事や日ごろの食事作りの大変さを理解し、家族への感謝を表していた。



スクールランチの予約方法の説明を受ける1年生の様子(中学校)。

評価 前進 進行中 停滞

「食育」では保護者に対する周知や、栄養士を配置していない子校に対する指導を充実することなどは評価できる。また、「地場産農作物」を学校給食に活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは食指導の充実として評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

学校給食を通じて、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養っていく。

②小学校給食調理業務委託の推進

取組内容

昭和60年1月、文部省（現文部科学省）から「学校給食業務の運営の合理化について」が各都道府県教育委員会あてに通知され、この中で、一定の条件の下、地域の実情等に応じた適切な方法により、学校給食運営の合理化を推進するよう方針が示された。

本市の学校給食は昭和63年度に導入した親子調理方式を基本として取り組んできた。それから20年余りが経過し、行財政改革、定員適正化の観点から学校給食のあり方についても見直しをする必要があった。以上のことから、将来にわたって安定的な調理体制を確立し、「食育の推進」を基本としながら学校給食の目標を達成するため、平成22年度から第七小学校、23年度には第一小学校及び第九小学校に、また、平成24年度には小山小学校に給食調理業務委託を導入した。

評価 前進 進行中 停滞

学校給食の調理員については東京都の配置基準に基づき配置しているが、正規職員のほかに正規代替の臨時職員を配置して、都の基準を満たしているという現状があった。

しかし、臨時職員が病気等の理由で欠けた場合、新たな臨時職員の即時雇用が難しく、安定した調理体制の確保が困難であった。調理業務を委託することにより、常時、東京都の基準を満たした調理員が確保され、安定した調理体制を確立できることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

小学校給食調理業務委託については、次期計画を平成26年度までに策定するため、検討を重ねていく。

【主要施策の方向】

保護者は、家庭における子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①家庭教育への支援の充実

取組内容

保育付き家庭教育事業の「子どもに伝えたいマナー」、「親子で育つ、心がつながるコミュニケーション」、「手作り絵本作り方教室」のほか、「お父さん出番ですよ」などの5講座・210人（23年度5講座・167人、22年度5講座・114人）を文化協会に委託して開催した。

評価 前進 進行中 停滞

核家族化の進行とともに、現在の子育て世代の多くは乳幼児の世話をする体験が少なくなっている傾向があるため、子育ての戸惑いや不安が多いという状況がある。このため、保護者に対する学習の機会を設け、子育ての専門家の話を聞いたり、子育て仲間との情報交換の場を設け、支援することができた。

現在の子育て世代の多くは乳幼児の世話をする体験が少なくなっているため、子育ての戸惑いや不安が多いという状況がある。このため、保護者に対する学習の機会を設け、子育ての専門家の話を聞いたり、子育て仲間との情報交換の場を設け、支援することができた。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

働きながら子育てをする父母に良質の講座を提供できるよう、参加対象や開催日時をよく検討しニーズに反映させていく必要がある。

【主要施策の方向】

学校のクラブ活動や部活動の充実とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、平成25年、本市が会場市となる「第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）山岳競技」の開催に向けた準備を進めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①体育施設の有効活用等の推進

事務事業：体育施設管理運営事業、体育施設維持管理事業、スポーツセンター管理運営事業

取組内容

スポーツセンターの利用者数は44万5,663人（23年度37万3,392人、22年度37万1,398人）で、7万2,271人増加した。テニスコートや野球場、運動広場などの利用者数は23万2,839人（23年度26万867人、22年度21万9,141人）であり、前年度より2万8,028人減少した。

評価 前進 進行中 停滞

スポーツセンターは18年度に指定管理者制度を導入し、23年度から2期目の指定期間（5年間）が1期目と同じ指定管理者によって行われている。制度導入におけるサービスの変更点としては、開館時間の延長（平日について、閉館午後9時30分を午後11時に変更）、休館日の減少（毎月2回を年中無休に変更）、夏休み期間1カ月間の早朝開館（午前6時に開館）、送迎用マイクロバスの新規運行、適

正な施設・設備の維持管理、スタジオレッスン等自主事業の大幅な充実などが挙げられる。

利用者数は前年度より大幅に増加となり、継続して市民ニーズをとらえたサービスは向上し、維持管理を含む管理運営全般について利用者は好意的である。他の体育施設については、老朽化が進行しているものの日常的な管理や突発的な修繕に的確に対応し、適正な維持管理が図られた。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

スポーツセンターは今後もさらに市民ニーズを踏まえた自主事業等の充実が図られることが期待できる。テニスコートについては、21年度に廃止となった新川町コートの代替え確保の要望が強く、引き続きその確保に努めていく。

②スポーツ事業の充実

事務事業：教室事業の充実(スポーツ教室事業)、大会事業の充実(スポーツ大会事業、市町村総合体育大会参加支援事業、広域行政圏事業【多摩六都ゲートボール大会事業】)、補助事業の充実(スポーツ祭東京2013運営事業)



ファミリースポーツフェスティバル「アーチェリー」の様子(スポーツセンターで)

取組内容

スポーツ教室事業では、和弓教室やアーチェリー教室、クライミング教室、ジョイフルソフトボール教室など806人(23年度798人、22年度808人)、ニュースポーツデー985人(23年度736人、22年度652人)、スポーツセンター指定管理者自主事業の水泳や太極拳、フラダンスなどの各種レッスン6万7,805人(23年度6万394人、22年度6万248人)などを行った。

スポーツ大会事業では、体育の日のファミリースポーツフェスティバル1,665人(23年度1,852

人、22年度1,860人)、市民つなひき大会392人(23年度291人、22年度560人)、市町村総合体育大会への選手派遣128人(23年度139人、22年度144人)、その他の事業として市民体力テスト18人(23年度23人、22年度12人〈年2回のうちのうち3月12日分は震災の影響で中止〉)などに取り組んだ。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

各種スポーツ事業は、スポーツ推進委員会(23年度までは体育指導委員会)、体育協会、学校関係者などが連携して推進している。特にファミリースポーツフェスティバル及び市民つなひき大会等の参加者が多い事業は体育協会、スポーツ推進委員会が中心となって展開し、運営は安定している。また、どの事業も数年にわたって参加者数が安定していることから、市民が関心を持つ事業の提供が概ねできているところである。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も関係団体との協議を継続し、スポーツに定期的に取り組むことのない市民に対し、気軽に実践できるウォーキングやニュースポーツを紹介し、スポーツを通じた健康・体力づくりを進めていくことが必要である。市民体力テストは増加・定着するよう継続するが、他市の状況を研究するなど充実に向け努めていく。また、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境整備の視点から、障害者スポーツの振興に向けた研究に努める。

取組内容

平成25年の「スポーツ祭東京2013」の開催に向けた市民の気運醸成に取り組んだ。市実行委員会主催のクライミングフェスティバルを開催したほか、市内各所で開催されるイベントで国体キャラクター「ゆりーと」の出演、グッズ配布などを行った。小中学校の学校だよりなどを通じ、子どもたちへの国体の周知と関心を高める取り組みを行った。岐阜県へ視察団を派遣し、大会運営を視察した。また、当市在住の小山恭輔選手のロンドンパラリンピック銅メダル獲得という快挙を受け、東京オリンピック誘致の気運醸成も合わせて実施した。

評価 前進 進行中 停滞

市立各小中学校はもちろん、体育協会、文化協会、体育／教育施設の指定管理者ほか、多くの団体等の協力を受けて大会の開催周知に取り組んだ結果、東久留米市民、特に市内の子どもたちへのゆりーとの認知度が格段に向上した。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

いよいよ本番の年を迎える。競技運営に支障のないよう、万全の準備を整える。大会成功による達成感を共有することによって、大会に関わった人の郷土意識を育て、市のスポーツ振興につなげていく。同時に、子どもたちの記憶に残る国民体育大会を実現させるべく努力していく。

スポーツセンター2階でゆりーと関連グッズを販売。好調な売れ行きでした。

**③指導者や組織の育成の推進**

事務事業：スポーツ推進委員会運営事業、体育協会活動支援事業

取組内容

スポーツ推進委員会では、毎月定例会議を開催し情報の共有化や協議を行うとともに、部会に分かれて事業促進を図った。事業としては、ニュースポーツデーを年12回、市民体力テストを年2回、ウォーキング事業や市民つなひき大会などに取り組んだ。

評価 前進 進行中 停滞

23年度までの体育指導委員は、スポーツ基本法の施行（23年8月、スポーツ振興法の全部改正）に伴い4月から「スポーツ推進委員」と名称変更した。名称が変わるとおり、スポーツ事業の企画・運営や協力など、広く市民のスポーツ活動が推進されるようさらに役割が増し、委員会において取り組みを行っている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

委員の任期は2年間であり、毎回の改選時には諸事情で辞退する委員も出てくることから、今後も幅広い分野からふさわしい委員の委嘱を積極的に行っていく必要がある。

取組内容

体育協会では、各種スポーツ大会への選手派遣451人（23年度497人、22年度448人）、国体等ジュニア育成4,283人（23年度4,149人、22年度3,774人）、学校活動への指導者派遣72人（23年度36人、22年度52人）、シニアゲートボール大会70人などに取り組んだ。

体育協会に対しては、スポーツ振興事業及び屋外スポーツ施設管理業務の委託2,350万円（23年度2,375万9,000円、22年度2,405万9,000円）、活動費の補助150万円（23年

度150万円、22年度160万円)を行った(いずれも予算額)。

評価 前進 進行中 停滞

体育協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めているとともに、委託しているスポーツ振興事業の実施、屋外体育施設の管理業務は安定した運営が図られていることは大いに評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、委託事業の履行をはじめとして、幅広い年代に対する普及事業や指導者養成、競技水準向上のためのシステム化などが求められる。また、スポーツ基本法の施行と同時に法の趣旨を踏まえた団体運営が求められている。

基本方針5

●基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

【主要施策の方向】

地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民の地域活動の推進

事務事業：社会教育委員活動の推進(社会教育委員の会議運営事業、社会教育のあらまし作成事業)

取組内容

社会教育委員(10人)の会議は「今後の生涯学習(スポーツ振興を含む)のあり方」について、8月に協議報告書を教育長に提出した。会議は年3回開催し、学校支援のあり方について検討を始めたところである。また、東京都市町村社会教育委員連絡協議会総会・役員会・理事会・交流大会への出席(4回)、研修会への参加(1回)などを行った。

また、24年度に実施した文化・スポーツ・学習活動の実績をまとめた「社会教育のあらまし」を作成し、関係者や関係機関に配布した。

評価 前進 進行中 停滞

社会教育委員の会議は、有識者、学校教育関係者、社会教育関係者で構成し、市の生涯学習全般の検討を行い、報告書にまとめる必要があるため、時間をかけて十分な検討ができています。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

委員の任期は2年間であり、改選時には幅広い分野からふさわしい委員の委嘱を積極的に行っていく必要があるとともに、会議においては生涯学習全般の推進に繋がるテーマについての検討を継続していく。また、生涯学習に関する実績報告書である社会教育のあらましの発行も継続していく。

②学習の機会や場の充実

事務事業：社会教育関係指導者養成講座の充実

取組内容

東京都レクリエーション協会が実施するレクリエーション・インストラクター資格取得事業の補完事業として、現場実習の場を文化協会に委託して提供した。「誰もが楽しめる散策コース」「東久留米七福神めぐり」など3事業で59人(23年度3事業・19人〈1事業は雨天により中止〉)の参加があった。

評価 前進 進行中 停滞

指導者養成のための補完事業であり、市内の資格取得者の市内での活動が期待できるものとなっている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

資格取得者が効果的に活動する場の確保・定着に向けた研究に努める。

③社会参加の仕組みなどの整備の推進

事務事業：社会教育関係団体への補助（文化協会活動支援事業）、社会教育主催者賠償責任保険事業の充実（主催者賠償責任保険事業）、社会参加事業の充実（生涯学習活動支援事業【成人式、野草園事業、子ども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業】）



昨年度の成人のつどいの受付付近の様子
(まろにえ)

取組内容

文化協会に対しては、生涯学習事業（市民大学・成人式・野草園など）及び社会教育の推進に関する事業（青少年教育・障害児のつどい・市民文化祭などの旧公民館事業）の委託1,277万円（23年度1,258万6,000円、22年度1,027万1,000円）、活動費の補助90万円（23年度90万円、22年度90万円）を行った（いずれも予算額）。

また、主催者賠償責任保険事業78団体（23年度104団体、22年度115団体）、成人式706人（23年度747人、22年度751人）、野草園活動195人（23年度208人、22年度232人）、子ども神輿等の貸し出し7件（23年度9件、22年度12件）、市民ギャラリーへの展示43団体（23年度49団体、22年度45団体）などを行った。市民ギャラリーへの展示期間は、1団体当たり2週間から1週間へ見直している。

評価 前進 進行中 停滞

文化協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めているとともに、委託している生涯学習事業は安定した運営が図られてきていることは大いに評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

生涯学習活動を通して市民の社会参加を一層促進させるため、生涯学習団体のニーズを踏まえ、これらの団体が活動の主体となれるような支援体制が必要である。行政主導から市民団体との協働への転換が進展しつつあり、引き続き取り組みを進めていく。

④生涯学習の振興の推進

事務事業：生涯学習委託事業（市民大学運営委員会事業、市民大学・同大学短期コース等事業）

取組内容

市民大学（運営委員10人、委員会11回開催）の中期コースは二つのテーマで開催した。一つ目の「安心して暮らせる楽しいまち～何が求められる～」は受講者31人、15回で行い、受講者報告書を作成した。テーマは異なるが23年度は30人、22年度は48人、いずれも15回であった。二つ目の「防災まちづくり学校」は受講者15人、11回で行い、受講者報告書を作成した。23年度30人、22年度29人、いずれも12回であった。

短期コースは市民講師を公募のうえ採用し、16講座・560人（23年度18講座・329人、22年度20講座・367人）であった。

評価 前進 進行中 停滞

中期コースでは、市の特性を生かした様々なテーマにスポットを当て、事例検討や講義を通じて地域活動に参画できる機会の創出に取り組んだ。また、防災まちづくり学校や市民が講師となる短期コースは、学んだ成果を生かす場として活用された。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

生涯学習に対する市民ニーズの多様化とともに、学習活動の運営主体としていかに市民が参加していくかが課題となっている。市民大学は、地域が抱える課題を市民が自ら学習し、解決の方策等を考える機会として継続していく。防災まちづくり学校は、市民大学から発展した市民活動団体による主体的で積極的な運営が行われており、さらなる発展を促進する。

【主要施策の方向】

地域住民が主体となり、子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室・生涯学習課)

①教育活動への支援の充実

事務事業：生涯学習委託事業【子ども体験塾委託事業】

取組内容

市内の広域・異年齢の子どもたちが参加するジュニアクラブとして、高崎市榛名地域での田植え・稲刈り体験や都内でのグループ活動など、年間を通じてさまざまな活動を体験した。参加者は28人・13回（23年度22人・12回、22年度28人・12回）であった。

また、文化協会独自事業で子どもたちが伝統文化や芸術を体験する「落語教室」「体験塾フェスティバル」は、839人（23年度956人、22年度は東日本大震災のため中止）が参加した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

子どもたちが実際の体験を通して多くの人たちと触れ合い、コミュニケーション能力を高め、社会のルールを学び、さまざまな感性を磨ける機会の一つとなるよう推進できた。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

学校だけでは経験することができない、また、支援することが困難な幅広い体験活動を地域ぐるみで提供することで、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応できるよう推進していく。

【主要施策の方向】

学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し、効率的な活用を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課・生涯学習課)

①学校等の施設開放と活用の推進

取組内容

野球・サッカー・バレーボール等を行う地域のスポーツ団体などから申請を受け、小・中学校校庭及び体育館などの使用許可を行った。月曜日から金曜日までの許可件数は、小・中学校合計で3,625件（23年度2,588件、22年度4,245件）であり、土曜並びに日曜及び祝日の許可件数は、小・中学校合計で5,211件（23年度4,827件、22年度5,230件）であった。

許可場所別では、小・中学校体育館の使用許可件数は5,482件（23年度3,912件、22年度5,589件）、学校校庭は2,920件（23年度2,581件、22年度2,948件）、教室は434件（23年度933件、22年度938件）であった。

評価 前進 進行中 停滞

23年度末で閉校した第四小学校の校庭・体育館については、東中学校の施設として開放することができ、市民スポーツ活動の場を確保することができた。また、校庭の芝生化促進に伴う工事で一時的に開放中止となる学校もあったが、継続して開放に取り組んだ。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

子どもや成人の体力低下が指摘されているため、今後も学校施設利用者が増加するよう関係団体との調整とともに、利用形態の見直し、施設の安全管理などが求められる。成人の団体からの利用要望もあるが、校庭が狭く施設の安全管理、児童・生徒の安全の観点からも利用枠の確保は難しい状況である。

【主要施策の方向】

生涯学習センターや図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(生涯学習課・図書館)

①生涯学習センター事業の活動の推進

事務事業：生涯学習委託事業【少年教育・家庭教育・障害者青年教室・障害児のつどい〈お日さまサンフェスティバル〉・市民自主企画講座】、市後援事業の推進【子どもまつり・障害児のつどい〈ポカポカはるのつどい〉】支援事業、生涯学習センター利用者懇談会の充実、生涯学習センター管理運営事業

取組内容

生涯学習センターの指定管理者による管理運営は3年目の折り返しを迎え、年間利用者数は16万3,875人で前年度より1万3,907人の増加となった(23年度14万9,968人、22年度15万2,095人)。市民ニーズをとらえた自主事業の開催は、市民と共に盛り上げる形で行われた。

評価 前進 進行中 停滞

22年度から5年間の制度導入における変更点としては、休館日の減少(月4回を1回に変更)、集会学習室等の利用区分の拡大(一日当たり3区分から4区分に変更)、ホール事業等自主事業の拡充、環境美化を重点とした施設・設備の維持管理などが挙げられる。

利用者数は前年度より概ね10%の増加となり、制度導入が定着してきたことが伺えるとともに、管理運営全般について年2回の利用者アンケート結果や同じく年2回の利用者懇談会においても好意的であった。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後は残り2年間の指定期間で、収入面の工夫も含めさらに向上するよう指定管理者に求めていくとともに、市との協議を進めていく。

②図書館事業の充実

事務事業：子ども読書活動推進事業、学校図書館支援事業、廃棄図書活用事業、図書館資料・情報の提供事業、図書館ハンディキャップサービス事業、東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業、図書館協議会運営事業、図書館施設維持管理事業、図書館車両管理事業、図書館文書交換業務事業、東京都市町村立図書館長協議会参画事業、図書館広報事業、日本図書館協会参画事業、ブックスタート事業

取組内容

◎平成24年1月から試行した中央図書館の開館時間の延長を継続し、学習室の開放時間を増やすなど要望の高いサービスを拡大した。また、科学技術振興機構の助成による科学技術コミュニケーション推進事業※を実施し、書庫改修や書架の一部更新も行った。

◎平成24年度の利用実績は利用点数86万6,413点(23年度86万7,154点、22年度91万4,639点)、登録者数35,166人(23年度35,083人、22年度37,855人)、市民一人当たりの利用点数7.3点(23年度7.6点、22年度8.0点)、資料の利用回転率1.7回(23年度1.8回、22年度1.9回)であった。

評価 前進 進行中 停滞

平成24年度は「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会」に示された、「中央図書館と地区館の役割の違いに応じた運営」により、地区館への指定管理者の導入が決定された。開館時間の延長や学習室の開放時間延長など市民要望にこたえるサービスを拡大したことは評価できる。また、資料のテーマ展示や多文化資料の充実、就職関連資料の充実など、選書や資料提供の専門性の向上に努め、課題解決型の図書館サービスの充実を図ったことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

中央図書館と地区館が協力して、さらにサービスの向上を図っていく。蔵書の充実と専門的な情報提供の事業を発展させる。情報化社会に対応する情報リテラシー向上の事業を進める。また、書架の増設及び施設の改修についての課題があるが、順次、整備していく。



幼児から小学生までを対象にしたイベントの様子(中央図書館で)。壁に掲示してあるのは11月4日(日)に中高生を対象に行ったイベントのポスターです。

※科学技術コミュニケーション推進事業…独立行政法人科学技術推進機構の活動支援に採択された事業(科学の本の読み聞かせなどの手法を用いて、市民の科学的姿勢を涵養する「よもう!あそぼう!かがくの本」) 幼児から小・中学生向け、一般向け、指導者養成などの9事業を行った。実験や体験を取り入れ科学の楽しさを実感を伴った活動を実施し、図書館を活用して科学と書物の出会いの場をつくり、科学技術コミュニケーションが推進された。

取組内容

◎「子ども読書活動推進計画」に基づき児童向け事業、ボランティア育成事業、学校や児童関係団体への情報提供を行った。中学生向けの提供資料の充実やホームページでの情報発信を継続し、中学校への団体貸出しと授業見学、中高生の参加型事業の実施等、学校との連携や中学生の利用促進を図った。

◎東久留米地域文庫親子読書連絡会との共催事業（絵本展に379人参加）及び科学技術コミュニケーション推進事業（9事業・延べ326人参加）をボランティアの協力で実施した。

◎学校図書館支援事業については7,048冊の団体貸出を行い、図書館整備支援、情報提供及び教員を対象とした夏季研修を実施した。

評価 前進 進行中 停滞

子どもの読書活動は家庭・学校・地域の活動により各年代で進んできており、「学校図書館整備計画」の策定を行い、指導室と図書館の連携体制が整備されたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

「子ども読書活動推進計画」については現計画の検証を踏まえ、次期計画の策定を行う段階にある。

取組内容

◎地域資料の収集・提供事業では、自由学園・郷土資料室の協力を得て充実した内容の地域資料展、「東久留米のぞきめがね学校編」を開催し、483人の参加があった。

◎市内配布の地域資料の収集や市内の学校、施設の資料収集等の一層の充実に努めた。地域資料は新たに455点受け入れ、蔵書数は7,336点となった。

評価 前進 進行中 停滞

地域資料の収集については努力しているが、まだ十分とは言えない。市民の要求の高い事業であり、市行政の歴史保存の役割もあるのでさらに収集を進めていく。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

地域資料の収集は市立図書館の重要な責務である。市史編纂の基礎資料となる文書や地域活動の資料を積極的に収集し、保存の体制を整えていく。各所管との連携を図り、情報提供や記録の保存を進めていく。

取組内容

ハンディキャップサービス事業としては録音図書の整備、貸出し、音訳講習会、宅配サービスなどを実施した（登録者数24年度38人、23年度33人）。録音図書のデージー※を進めるため、音訳ボランティアの養成を継続した。また、既にテープで作成してある録音図書のデージー化作業を試行した。

評価 前進 進行中 停滞

録音ボランティアの養成や録音図書のデージー化着手などを着実に事業を進め、ボランティアの活動も活性化されていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後は活動場所や録音室の整備、図書館担当者との連携体制の充実に図っていくことと、録音図書の提供ならびに宅配サービスへの対応が今後の課題となる。情報提供の方法については、今後も技術の進歩を注視しながら研究し、事業を進めるボランティアとの協働はさらに充実させていく。

※「デージー（DAISY）」…Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の頭文字がその名前の由来で、視覚障害者や印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格のこと。

③郷土資料室の充実

事務事業：郷土資料室運営事業

取組内容

郷土資料室（わくわく健康プラザ内）には、歴史展示室・文献資料室・資料整理室などがあり、展示室は年間を通して一般公開を実施している。利用者数は、見学・資料閲覧・埋蔵文化財手続き、相談・問い合わせなどで2,444人であった（23年度2,132人、22年度2,460人）。重要な文化財を集約し、古文書・埋蔵文化財出土品等の整理を行い、新しい歴史事項が確認されるなど、地域学習情報の提供に成果があった。また、依頼により他の博物館企画展へ収蔵品の貸し出しを行い、連携や郷土資料室の広報を拡大している。



縄文時代の復元住居内の
ミニチュア土器(郷土資料室)

文献資料室・資料整理室では、収蔵資料の調査研究等に取り組みながら、歴史学・考古学及び民俗学の調査研究の報告と刊行を実施している。

評価 前進 進行中 停滞

歴史展示室では、郷土の歴史・生活文化の流れの中から論点を絞ったテーマを選んでいる。利用者数については、総体では23年度を上回ったものの個人見学者及び団体見学者が減少傾向にあり、その検討が課題となっている。一方で、子どもたちの長期休業中などにおける学習の場として、貴重な施設となっている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、展示部門の工夫の研究を行うとともに、市民の学習意欲や郷土意識を高揚させることができるよう情報の提供などに努めていく。

【主要施策の方向】

芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民参加交流の場

取組内容

市民の参加交流の場の提供としては、「市民文化祭」を文化協会に委託して実施し、3万8,549人が参加した（23年度3万3,192人、22年度3万7,915人）。また、市内文化・芸術団体が日ごろの活動の成果を発表するための「春の祭典（文化協会独自事業）」には3,603人が参加した（23年度は東日本大震災のため中止、22年度6,200人）。

評価 前進 進行中 停滞

市民が文化・芸術活動に取り組んだ学習成果について、舞台や展示などで発表する場を提供できるとともに、仲間との交流を促進する場にもなっている。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も市民が主役となれる場を提供し、芸術や伝統文化に親しんでもらうとともに、交流を通じた団体の活性化や規模拡大への機会提供を継続していく。

【主要施策の方向】

東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①埋蔵文化財の調査と保護の推進

事務事業：埋蔵文化財調査報告書刊行事業

取組内容

宅地造成などの開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、試掘・確認調査を行った。相談件数は750件(23年度748件、22年度797件)、宅地開発に伴う立野遺跡の試掘調査1件、市内遺跡の立会い調査11件を実施した。また、川岸遺跡の保護調整を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

埋蔵文化財の試掘調査や立会調査、保護調整の実施などは、貴重な歴史資料の保護に向けた市の責務であり、例年、開発事業者等の理解を得るなどして、目的の遂行が実施できている。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であるため、地域の状況の適切な把握が重要であるが、的確な把握は容易ではない。そのため、引き続き開発事業者等関係者に対して、保護の趣旨を十分説明し理解と協力を求めていく。

取組内容

19年度から20年度にかけて行った向山遺跡第三次発掘調査区域の発掘調査に伴う出土品等の整理を行い、埋蔵文化財発掘調査報告書第39集「向山遺跡Ⅲ-2(縄文時代編)」を刊行するとともに、これまでの埋蔵文化財出土品の確認・整理も併せて実施した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行は貴重な歴史資料の保護に向けた市の責務であり、例年、関係団体などの理解・協力を得て、目的の遂行が実施できている。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

埋蔵文化財の保護は発掘調査成果の公開や文化財保護施策の広報活動に積極的に取り組むことにより、広く市民の理解を得られやすい。今後も引き続き、関係資料は常に最新の状況を表示することに努めるとともに、記録・保存については情報のデータベース化など、機能的な方法の工夫に取り組んでいく。

②文化財の保存と活用の推進

事務事業：文化財展示・保存施設の充実（文化財施設管理事業）、市所蔵文化財の管理と整理の推進（文化財保存調査事業、埋蔵文化財保存事業）、補助金交付の充実（文化財修理補助事業、文化財保護団体支援事業）、文化財保護意識の普及の推進（文化財パンフレット刊行事業、文化財講座等普及事業、文化財資料集刊行事業、文化財出版物普及事業、文化財説明版設置事業、郷土芸能保存の支援事業）、文化財保護審議会の充実（文化財保護審議会運営事業）

取組内容

市所蔵文化財等の調査と記録の作成、明治から昭和初期の行政文書の整理・調査、市民との協働作業による市内近世文書の再整理などを実施した。市内で確認されている文化財は7,875件で、指定及び登録文化財は、東京都指定3件、市指定64件、国登録7件である。なお、市内文化財で特に重要なもののうち、「村野家住宅（主屋や離れ等7件）」が市内唯一の国登録文化財となっている。

評価 前進 進行中 停滞

文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解し、将来の文化向上・発展の基礎となるものであることから、その適切な保存管理と活用ができています。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、文化財保護審議会をはじめとする専門的な関係機関との連携を図りながら、文化財の評価・指定、公開・活用などに取り組んでいく。

取組内容

文化財保管施設については、旧第四小学校校舎にあった「郷土資料室」の文化財を校舎解体工事に備え、第三小学校内の「郷土資料室」に移設した。また、下里小学校の耐震補強工事に伴い、「新山遺跡資料展示室」を一時解体した後、再設置すると同時に展示内容をリニューアルした。

文化財保護意識の普及では、公開・企画事業である東京文化財ウィーク、多摩郷土誌フェアに参加し広域広報を実施したほか、「郷土資料室通信 No. 26」の刊行、下里小学校内にある「新山遺跡資料展示室」の説明板の更新などを実施した。また、文化財防火デーには米津寺において消防演習を実施し、関係機関及び地域が一体となり保護意識の高揚を図った。

評価 前進 進行中 停滞

文化財の保護に関する理解・協力を促進するため、記録映像等を活用した無形民俗文化財などの体系的な整理・活用ができているとともに、文化財を生かした地域づくりを推進できるよう、学校教育などを通じた文化財の学習活動に寄与している。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

市所蔵の文化財は質量ともに膨大にあり、中には整理しきれない物もあることから、継続してその整理に努めるとともに、文化財保護意識高揚のための資料をさらに整えていく。

6 平成24年度主要施策の点検及び評価に関する説明会の開催等及び有識者からの意見

「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の策定に当たっては昨年度の有識者の評価を受け、昨年11月から評価の記述全般にわたり総点検を行ってきた。

その結果、大きな変更として、「①『評価』は『取組状況』に対する記述及び3段階評価『前進、進行中、停滞』とする、②『今後の方向』に対する記述及び4段階の方向性『拡充、継続、改善、縮小』も示す。なお、本来、今後の方向性を示すには予算の裏付けが必要であるが、評価の時点では教育委員会としての意向を示すものとした」と、改めた。

また、今年度からより深く本市の教育行政をご理解いただくため、以下のとおり、報告書の内容についての有識者への説明会、及び関連して視察を行った。

【説明会及び視察の日時】

平成25年6月18日（火）午後1時30分～5時

【説明会及び視察内容】

①視察

市立第二小学校の第2学年から第6学年までの学級の授業を視察し、その後、校長から学校の現状等についての説明を受けた。

②説明会

市役所の会議室において、平成24年度に市教育委員会が行った施策の「取組内容」、それについての「評価」及び「今後の方向」についての説明を行った。教育部長から昨年度と大きく変更した点について、続いて、所管課長から主な変更点等について説明を行った。その後、質疑を受け、改めて補足説明を行った。

【説明会出席者】

《有識者》

○元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、特定非営利活動（NPO）法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長）などを務める宮下英雄氏

○首都大学東京客員教授、国立教育政策研究所名誉所員で、国際生物学オリンピック日本委員会副運営委員長、文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」小中学校ワーキンググループ委員などを務める鳩貝太郎氏

《事務局》

○教育部長、指導室長、総務課長、学務課長、統括指導主事、生涯学習課長、生涯学習課担当課長（国体）、図書館長

元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、特定非営利活動（NPO）法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長） 宮下 英雄

I 点検・評価の基本となる観点からの意見

(1) 教育委員会の点検・評価は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、もって、「効果的な教育行政を推進し、市民・地域住民への説明責任を果たし」、信頼される教育行政を推進することにある。市民・地域住民への説明責任を果たすためには、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を「透明性の確保」という観点から分かりやすく市民に説明する責務を有する。同様に、評価者は市民の代表者としての自覚を持って、専門的な視点から執行進捗状況の分かる資料を基に分析を行い、合わせて教育委員会からの説明の機会、学校訪問等を基にして多様な側面から判断し適切に評価をすることが必要と考える。

(2) 上記の趣旨が理解され、今年度は、教育委員会による施策の「取組内容」それについての「評価及び今後の方向について」の説明と質疑応答、学校訪問による授業の参観、校長による学校の現状等についての説明が行われ、「透明性の確保」という視点から建設的な取組が行われた。このことは、効果的な教育行政を推進したいという現れとして高く評価したい。face to faceによる説明や質疑応答は文字表出できない感情や思い、勇気付けたり、励ましたり、努力の営みが、相互に理解される。相互理解が行われることによって、更に市民感覚での共通理解を促す評価報告書を作成できると考える。

(3) P.61～66の資料により、東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業を一覧することができ、基本方針と施策の方向、それに伴う具体的な事務事業の内容と実施所管が総括的に把握できる。特に「施策の取組状況」については、担当所管ごとに「文章による記述」と「前進、進行中、停滞」の3段階による評価、さらに、「今後の方向」に対して状況判断を「拡充、継続、改善、縮小」の4段階を示されて、今後の教育行政への在り方を探る指標を提示されている。

(4) この3段階の取組状況の評価は、進捗状況の理解とともに事業推進の難易度がよく理解できる。続く4段階の評価は事業の存続にかかわる評価と理解できる。事業の精選、厳選の方向性を読み取りことができるとともに、さらに事業を拡大する必要性の検討課題の提示ともなる。この3段階、4段階の評定に当たっては、教育委員会事務局の判断をもとに教育委員が最終判断をしている。第一次評定のもとに第2次評定が行われている。このシステム、プロセスは、事務局と教育委員の役割を明確に打ち出している。このことは、P.1の(4)評価の記述の事項において、文章で明確に記載されている。教育委員会が多様な側面からその組織についての指摘がされ始めている今日であるが、東久留米市は役割を明確にされている。事務局、教育委員の皆様への敬意を払いたい。特にP.55～60に記載されている審議内容や活動概要の一覧からは、学校行事、各種会議、市民行事等々への積極的に参加されていることからして、健全な体制を評価するとともに、感謝の至りである。

(5) 24年度の報告書は社会が求めている「見える化」する方向にて、その内容が変貌してきた。随所に映像を伴った説明が記述され、状況判断が容易に理解されるように改善が行われている。25年度の報告者はそれに加え、さらに、グラフ、図、表などを駆使した「見える化」による手法が随所に行われている。特に、データを明確にした取り組みの内容は信頼性が極めて高い。P.13、P.15、P.22等にみられる表は市民の啓発を促す数値としても効果的と考える。また、※印にて、文章記述中にある事項について説明が加筆されている。このことは、説明責任により具体的に応えようとする、市民サイドに立った報告書として高く評価される。

(4) 大きな教育改革（教育基本法、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂）に伴う、実践の定着が求められる時期にある。東久留米市教育委員会教育目標「自ら学び、知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人間」の4つの目標は、教育基本法改正の基本理念である「生きる力」と一致する。各小学校、中学校の教育目標も「生きる力」の理念、東久留米市教育委員会教育目標との関連性と教育活動の充実の重点を明確にした教育課程の編成と運営・実施に生かしていくことを期待する。各学校の教育活動が、国の動向、東京都、東久留米市の動向を担っているという意識に支えられた一体感が大切と考えられる。

II 基本方針とその主要施策についての意見

(1) 基本方針1「安全な学校と信頼される教育の確立」について

市民の期待に応える学校教育の基盤をなす基本方針である。教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりへの施策である。各施策の進捗状況もおおむね良好であり、評価できる。特に、「新学習指導要領に係わる教材整備」の充実に向けての施策については、取り組みが計画通りに行われている。整備がおおむね完了したとある。素晴らしい状況であり、高く評価したい。「教育基振興基本計画（仮称）」については、教育行政の根幹にかかわる部分である、「停滞」の評価には、課題遂行の困難性があることからの評定である。分析、検討され早期に策定、施行が可能となるよう対策を講じる必要性を感じる。

(2) 基本方針2「確かな学力の育成」について

知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力をも含み、学習意欲を重視した、これからの子どもに求められる資質・能力を「確かな学力」と称している。学力についてのコンセンサスは教師の間でも国民の間でも十分な論議がされてきたとは言いがたいが、学校教育法の一部改正により、その第30条第2項に学力を構成する要素が明確にされた。それを踏まえて、学習指導要領の総則にもその中身が示されている。一つは知識及び技能という量的な側面。二つは思考力、判断力、表現力等の能力や主体的に学ぶ態度という質的な側面を有する。学力を身に付けるためには、まず子どもに習得させる知識や技能の量的な側面の明確化を図ること、その上で習得させ活用させるための質的な側面を図る手立ての工夫が必要であると考え。確かな学力は、確かな学びから育成されると強く感じる。子どもが、学びの楽しさと成就感を味わうこと、心情面や情意面の側面の確かさと学力が向上していることを自覚させること、分からなかったことが分かるようになることや、できなかったことができるようになったという知的な側面における確かさが、確かな学びになり、確かな学力が育成する。学習に対する成就感・充実感を味わわせながら、学習成果を自覚させることを目指した授業の展開が重要であり、教科別に授業改善研究会が行われ成果を積み重ねている。授業改善に関わる姿勢は、教師の使命、命と言える。教科別授業改善研究会の実践は、指導力を高め合う東久留米の特徴的な研修体制として評価される。

(3) 基本方針3「人権尊重及び社会貢献の精神の育成」について

人権教育の推進に当たっては教職員の人権感覚、人権意識を磨くことが極めて大切である。この人権感覚、意識の高揚は、すぐに定着するものではないし、何回すれば定着するというものでもない。この内容に抵触する問題がトラブル化している事例が多いことから強く言える。人権感覚、人権意識を高める研修会を管理職、初任者等の職層に応じて意図的、計画的に実施していることは、教育に従事する関係者の人間性にかかわる根本となる資質・能力の形成につながる。具体的な事例を通して学び合うことによって、自分では気付かなかった人権感覚を磨く機会となる。そのことは、やがては子どもの人権感覚、人権意識を高める。時代の変化と共に新たな人権感覚を磨く機会として、施策の継続、拡大を期待する。

(4) 基本方針4「健やかな心と体の育成」について

青少年の健全育成、思いやりや道徳心の育成、スポーツを通じた体力づくり、生涯体育などに関する重要な内容を含み、心と体の両側面からの充実と自己実現を目指す意欲や態度の育成への多様な事業推進への努力が行われている。各施策とも進行中、継続評価である。いじめ0（ゼロ）、不登校0（ゼロ）の学校を目指すことは、子ども、保護者、市民の願いである。いじめによって尊い生命が奪われる事件が報道されるたびに、心が痛む。また同様な事件の発生に、教訓は生かされていなかったのかという憤りさえ感じる。いじめについては成長発達の過程に心に大きなゆがみを残す。「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で子どもを指導することが大切である。また、いじめを見抜く教師の感性を育てたい。保護者、PTAとの連携による情報の提供がスムーズに行われるシステムづくりの検討が大切と考えられる。基本方針3と連携して、新たな方策を考える必要がある。

(5) 基本方針5「生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進」について

スポーツ・レクリエーション振興は、生涯にわたる健全な心とたくましい体づくりに寄与する。市民の共有財産であるとの観点から学校施設等の効率的な活用を図るとある。利用稼働率も良好である。生涯学習センターの利用率は10パーセントも増加している。市民ニーズの即した自主事業が功を奏している。図書館事業において開館時間の延長、学習室の開放時間の拡大など市民の要望に即した取り組みが行われている。特に、「よもう！あそぼう！かがくの本」活動は独立行政法人科学技術振興機構の助成に応募し、見事に科学技術コミュニケーション事業に位置付けて事業推進が行われた。市民の科学素養を高める施策として高く評価される。「図書館がなぜ科学技術振興機構の助成を得て事業を行うのか」と感じられるが、書物を通して市民の科学素養を高めたいという新しさが注目されたと考える。他の事業施策の中でも新たな視点を挿入することによって、施策の創造が期待できると考えられるが検討の機会の事例となれば幸いである。

首都大学東京客員教授、国立教育政策研究所名誉所員で、
国際生物学オリンピック日本委員会副運営委員長、文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」小中学校ワーキンググループ委員 鳩貝太郎

平成24年度分の東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（以下、報告書とする）は、昨年度の記述を改善し、「評価」は「取組状況」を3段階、「今後の方向」を4段階で示すなど、点検及び評価の実施方法を変更し、記述内容も可能な限り数値化し、わかり易く表記する努力が見られます。また、報告書の内容についての説明会を開催していただき、各担当者との質疑の機会を作っていただけたので報告書の内容を理解するのに役立ちました。

この報告書を基にPDCAサイクル（Plan：計画、→Do：実行→Check：評価→Act：改善）により業務を継続的に改善、充実させることを期待いたします。

平成24年度主要施策の点検及び評価について気付いたことなどについて以下に列記いたします。

◎基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

この内容は学校教育の基盤にかかわる施策であり、取り組みはおおむね順調に進行しており評価できます。ただし、「教育振興基本計画（仮称）」は当初の予定よりも遅れているので精力的に取り組むを進める必要があります。

◎基本方針2 確かな学力の育成

学力向上に向けた各施策はどれも当初の予定に従って進行中であり、今後継続した取り組みを続けることが示されています。今後さらにきめ細かな取り組みが行われることを期待いたします。

子ども読書活動推進計画を進め、読書活動等が活性化してきている、という評価ですが、図書館事業と連携し一層の充実を図ることを期待いたします。

学校教育法第30条第2項では「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと」と学力の基本要素が示されています。このことを踏まえて学力向上のために多様な取り組みを推進することが必要であると考えます。

◎基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

それぞれの取り組みは進んでいるが、各学校の教育活動の中で特色ある取り組みを一層推進することが必要であると思います。

◎基本方針4 健やかな心と体の育成

それぞれの取り組みが当初の計画に従って進行中であり評価できますが、一層の充実を期待いたします。特に、いじめや非行の課題は喫緊の課題であり、各学校では全教職員が連携し早期発見、相談、指導に当たることが大切であると考えます。また、スクールカウンセラー等との協力体制の整備も進んでいますが、関係諸機関との連携を一層充実させることを期待いたします。

◎基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

生涯学習センターの年間利用者数が増加したことは大いに評価できます。

子ども読書活動推進計画の取り組みが前進し、指導室と図書館の連携体制が整備されたことを受けて、この取り組みがより一層充実することを期待いたします。

資 料

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価の実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育委員会教育目標・基本方針、施策の方向」に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

- 2 主要施策の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- 4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委 任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年11月1日から施行する。

平成24年度教育委員会における審議内容一覧

※回数は「年」ごとで数えています。

※議案及び報告書の件名のうち「東久留米(市)」「～について」など、スペースの都合で一部省略しています。

<定例会>

会議名 (開催日)	議案・主な報告等
第4回 (24.4.17)	<p>【議案】①奨学資金運営委員会委員の解嘱及び委嘱 ②教育委員会職員の人事 ③公立学校の管理運営に関する規則の全部改正 ④市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正 ⑤教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正</p> <p>【諸報告】①平成24年第1回市議会臨時会 ②教育委員会教職員の人事 ③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ④小山小学校給食調理業務委託後の検討会 ⑤平成24年度の指導室事業 ⑥スポーツ祭東京2013の準備状況 ⑦生涯学習センターの掲出物不承認に関する件 ⑧防災教育</p>
第5回 (24.5.21)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱</p> <p>【諸報告】①市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ②「平成24年度(23年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」 ③平成24年度児童・生徒数 ④特別支援学級開設準備委員会 ⑤学校給食運営協議会設置要綱の一部改正 ⑥平成25年度使用教科書(特別支援学級)の採択 ⑦学校インターンシップの実施 ⑧学校図書館の整備計画 ⑨小学校の移動教室実施地の放射線量の測定結果 ⑩平成25年「成人の日のつどい」の開催概要</p>
第6回 (24.6.22)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②社会教育委員の解嘱及び委嘱 ③教育委員会職員の人事</p>
第7回 (24.7.13)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会職員の人事 ③教育財産の用途廃止</p> <p>【諸報告】①平成24年第2回市議会臨時会 ②「平成24年度(23年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」 ③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ④小山小学校の保護者給食試食会 ⑤平成24年度夏季休業中の指導室事業 ⑥国体施設業者選定委員会設置要綱</p>
第8回 (24.8.3)	<p>【議案】①平成25年度市立小中学校特別支援学級教科用図書採択 ②「平成24年度(23年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」 ③平成24年度一般会計(教育費)当初予算(原案) ④社会教育委員の委嘱 ⑤教育委員会職員の人事 ⑥教育委員会職員の人事 ※人事報告は⑤⑥の2件あり</p>
第9回 (24.9.4)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会職員の人事 ③スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱 ④教育委員会職員の人事 ⑤教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙 ※議席の指定あり</p> <p>【諸報告】①平成24年第3回市議会定例会 ②市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ③確かな学力の伸長を図るための調査(市の学力調査)の結果 ④科学技術コミュニケーション推進事業活動支援の協定書 ⑤図書館の指定管理者の応募状況と今後の予定</p>

	⑥平成23年度決算状況 ⑦平成23年度普通会計決算について(速報) ⑧公共施設使用料のあり方検討委員会報告書
第10回 (24.10.10)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認</p> <p>【諸報告】①平成24年第3回市議会臨時会 ②平成25年度教育目標及び基本方針 ③いじめの実態把握のための緊急調査結果 ④岐阜国体視察結果の報告</p>
第11回 (24.11.2)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②市立図書館地区館指定管理者の指定の依頼 ③債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見 ④奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼 ⑤教育委員会事務決裁規程の一部改正</p> <p>【諸報告】①平成24年度一般会計(教育費)予算(案)及び24年度一般会計暫定補正予算(第6号) ②特別支援学級の保護者説明会(報告) ③平成24年度市立学校体力テスト調査結果概要 ④「平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」東久留米市立学校正答数別人数一覧 ⑤中学校保健体育科「柔道」にかかわる指導 ⑥第4回中学生「東京駅伝」大会の実施 ⑦平成25年度指導室関係事業一覧(案) ⑧「平成25年度(24年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」 ⑨文部科学省平成24年度「生涯スポーツ功労者表彰」の受賞 ⑩平成24年度「東京都功労者表彰」の受賞</p>
第12回 (24.12.4)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会会議規則の一部改正 ③奨学資金に関する条例施行規則の一部改正 ④市立小学校児童交通擁護員服務規程の一部改正</p> <p>【諸報告】①平成24年第4回市議会定例会 ②第2回学校給食運営協議会 ③学校給食におけるアレルギー児童・生徒への対応の手引き(改訂) ④特別支援学級新設に伴う保護者説明会での質疑と意向調査の結果 ⑤通学路の安全点検状況 ⑥教育振興基本計画</p>
第1回 (25.1.17)	<p>【議案】①平成25年度一般会計(教育費)当初予算(財務部案) ②平成24年度一般会計(教育費)3月補正予算(財務部案) ③教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ④市立学校教職員の服務事故 ⑤平成25年度教育目標及び基本方針</p> <p>【諸報告】①平成24年度一般会計当初予算</p>
第2回 (25.2.7)	<p>【議案】①市立学校医等の委嘱 ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ③教育委員会事務決裁規程の一部改正 ④公立小・中学校文書管理規程の一部改正 ⑤平成24年度一般会計(教育費)3月補正予算(案) ⑥平成25年度一般会計(教育費)当初予算(案) ⑦債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見 ⑧奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼 ⑨市立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定依頼 ⑩市立図書館協議会運営規則の一部改正</p> <p>【諸報告】①市教育委員会生徒表彰 ②特別支援学級の名称及び教育課程 ③第2回いじめの緊急調査及び対応状況調査の結果 ④アレルギー疾患危機管理研修の開催 ⑤平成25年度開設小学校特別支援学級入級児童予定数 ⑥教育振興基本計画策定に関する懇談会</p>

第3回 (25.3.4)	<p>【議案】①スポーツ推進委員の委嘱 ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ③市立学校教職員の服務事故 ④市立学校の管理運営に関する規則の一部改正 ⑤教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正 ⑥教育委員会公印規程の一部改正 ⑦市立図書館運営規則の一部改正 ⑧教育委員会処務規則の一部改正 ⑨教育委員会事務決裁規程の一部改正 ⑩市立小・中学校文書管理規程の一部改正</p> <p>【諸報告】①平成25年第1回市議会定例会 ②「平成25年度(24年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 ③平成24年度第3回学校給食運営協議会議事要旨 ④下里地域通学区域検討委員会</p>
-----------------	--

<臨時会>

開催日	議案・主な報告等
第5回 (24.4.26)	<p>【議案】①平成24年度一般会計(教育費)当初予算(案)</p> <p>【諸報告】①市民大学運営委員会要綱の一部改正 ②指導室報告</p>
第6回 (24.5.8)	<p>【議案】①市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼 ②市立図書館運営規則の全部改正</p>
第7回 (24.5.23)	<p>【議案】①「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の一部修正</p>
第8回 (24.6.25)	<p>【議案】①平成24年度一般会計(教育費)暫定補正予算(第3号)(案)</p> <p>【諸報告】①平成24年第2回市議会定例会 ②「平成24年度(23年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」 ③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ④学校インターンシップの配置状況 ⑤確かな学力の伸長を図るための調査(市の学力調査)の結果概要 ⑥小中連携教育課程委員会検証授業 ⑦「岐阜市国体リハーサル大会」の視察報告 ⑧図書館の指定管理者の募集</p>
第9回 (24.7.23)	<p>【議案】①教育委員会処務規則の一部改正 ②教育委員会職員の人事</p>
第10回 (24.8.21)	<p>【議案】①市立学校の副校長の人事の内申</p>
第11回 (24.9.25)	<p>【議案】①平成24年度一般会計(教育費)暫定補正予算(第5号)(案) ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ③教育委員会職員の人事</p> <p>【諸報告】①平成24年第3回市議会定例会 ②市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ③平成24年度仕分け市民会議</p>
第12回 (24.10.22)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②平成24年度一般会計(教育費)当初予算(財務部案)</p> <p>【諸報告】①図書館の指定管理者の選定状況と今後の予定 ②債権の放棄についての議案提案に伴う市立幼稚園保育料及び奨学資金貸付金返還の債権放棄 ③平成25年度教育目標及び基本方針</p>
第13回 (24.11.16)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」の議決の取り消し ③「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼につ</p>

	いて」の議決の取り消し 【諸報告】①教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正 ②給食用食材の放射能物質検査の結果
第14回 (24.11.21)	【議案】①教育委員会職員の人事 ②教育委員会職員の人事 ※人事案件は2件あり
第15回 (24.12.22)	【議案】①教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙 ③教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ④教育委員会職員の人事 ※議席の指定あり 【諸報告】①平成24年第4回市議会定例会
第16回 (24.12.26)	【議案】平成24年度一般会計(教育費)暫定補正予算(第9号)(案) 【諸報告】①平成25年度教育目標及び基本方針
第1回 (25.2.18)	【議案】市立学校長及び副校長の人事の内申
第2回 (25.3.18)	【議案】①教育委員会職員の人事 ②教育委員会事務決裁規程の一部改正 ③平成24年度一般会計補正予算(第3号)(案)
第3回 (25.3.28)	【議案】①教育委員会職員の人事 ②図書館協議会委員の委嘱 ③コンピュータ教育推進委員会設置に関する規則の一部改正 ④公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正 ⑤教育財産の用途廃止 【諸報告】①市立学校教職員の人事 ②平成25年第1回市議会定例会 ③「平成25年度(平成24年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」 ④平成25年度市立学校の教育課程届 ⑤暴力による体罰調査の結果 ⑥教育振興基本計画 ⑦平成25年度特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正

<協議会>

開催日	件名
第3回 (24.7.11)	【案件】①「平成24年度(平成23年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)」の策定 ②教育振興基本計画の策定
第4回 (24.11.16)	【案件】①教育振興基本計画の策定 ②平成25年度教育目標及び基本方針

以上、会議回数及び審議案件数については以下のとおりである。

(1) 開催回数

◎定例会 12回	◎臨時会 15回	◎協議会 4回
----------	----------	---------

(2) 審議案件数

◎議案 91件	◎報告事項 83件	◎協議事項 4件
---------	-----------	----------

平成24年度教育委員会委員の活動概要一覧

《教育委員会委員》 敬称略

- 教育委員会委員長 榎本隆司(～平成24年12月21日) 井上敏博(平成24年12月22日～)
- 第一職務代理者
井上敏博(～平成24年12月21日) 矢部晶代(平成24年12月22日～)
- 第二職務代理者
矢部晶代(～平成24年12月21日) 松本誠一(平成24年12月22日～)
- 委員
尾関謙一郎(平成25年3月1日～)
- 教育長
永田 昇(～平成25年7月31日)

< 東京都市教育長会・東京都市町村教育委員会連合会・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 >

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会(24.4.27 東京自治会館) ○東京都市町村教育委員会連合会第56回定期総会について ○被表彰者の選考について ○今後の事業予定について ほか
関東甲信静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会(24.5.18 さいたま市) ○平成23年度事業報告・会計決算の承認について ○平成24年度事業計画(案)・会計予算(案)について ほか
東京都市町村教育委員会連合会第56回定期総会及び情報交換会(24.5.24 東京自治会館) ○平成23年度事業報告・歳入歳出決算の承認について ○平成24年度事業計画(案)・歳入歳出予算(案)について ほか
東京都市町村女性教育委員研修会(24.6.26 武蔵野市) ○武蔵野市教育委員会の取り組み及び施設(武蔵野プレイス)見学
東京都市町村教育委員会連合会第2回常任理事会及び理事会、理事研修会(24.8.23 東京自治会館) ○平成24年度研修実施計画について ○講話 演題「これからの時代に求められる授業」 講師:東京都多摩教育事務所指導課長 儘田文雄氏
東京都市町村教育委員会連合会管外視察(24.10.12 静岡県沼津市) ○沼津市立静浦小学校及び沼津高等学校・中等部の視察
東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(24.10.25 多摩六都科学館) ○大型映像及びプラネタリウムの見学 ○講演 演題「子どもたちの理科離れについて」 講師:多摩六都科学館館長・高柳雄一氏
東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会及び理事会、第2回理事研修会(25.1.10 東京自治会館) ○平成24年度管外視察研修会及びブロック研修会の実施・収支報告 ○平成25年度第57回定期総会について ○講演 演題「教育行政の現状と課題」 講師:東京都多摩教育事務所所長 桐山靖彦氏
東京都市町村教育委員会連合会研修会(25.2.5 東京自治会館) ○講演 テーマ「発達障害の正しい理解から支援へ」 講師:佐々木正美氏(川崎医療福祉大学医療福祉学部教授)

<学校による各種行事への教育委員の参加>

入学式、卒業式、学校公開、学校一斉公開、運動会、文化祭、展覧会・作品展、学習発表会、研究発表会、ロードレース など

<市及び教育委員会による各種会議及び行事への教育委員会委員の参加>

校長会、市立小・中学校教育活動実践報告会、社会を明るくする運動、市立中学校生徒の全国大会出場激励会、市民文化祭、市表彰式典、小・中学校連合作品展・書写展、中学生「駅伝大会」結団式及び当日の大会 など

平成25年度（平成24年度分）東久留米市
教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

発行元：東久留米市教育委員会

住 所：〒203-8555

東京都東久留米市本町3-3-1

電 話：042-470-7777（代表）

平成24年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業一覧

<教育目標>

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行われるものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを旨とし、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

基本方針1	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
1 自ら学び、知を創造する人間				
<p>学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。</p>				
<p>【安全な学校と信頼される教育の確立】</p> <p>新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。</p> <p>そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。</p>	<p>1. 学校教育の充実にに向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。</p>	<p>◎「主な事務事業」及び「番号」は、市のホームページで公表している「行政評価～平成24年行政評価」のものです。</p> <p>◎「所管」は「指」が指導室、「学」が学務課、「生」が生涯学習課、「適」が学校適正化等担当、「総」が総務課、「図」が図書館です。</p>		
	(1) 学校経営の推進			
	① 教職員の人事管理の推進	○教職員給与事務	12-03-11	指
		○教職員旅費支払事務	12-03-12	指
	② 教職員の健康の保持・増進	○教職員健康診断事業(法定)	12-01-03	指
		○教職員健康診断事業(法定外)	12-01-04	指
	(2) 児童・生徒等の就学の推進			
	① 児童・生徒等の就学の推進	○小・中学校入学通知事務	12-03-30	学
		○小・中学校在籍者名簿管理事務	12-03-31	学
		○就学通知事務	12-03-32	学
		○指定学校変更事務	12-03-35	学
	② 経済的負担の軽減	○就学援助事業	12-03-20	学
		○日本スポーツ振興センター保険加入事業	12-03-21	学
	③ 課外活動クラブの充実			
	(3) 信頼される教育の確立			
		○教育委員会会議開催事業	12-03-24	総
		○教育委員会報作成事業	12-03-27	総
		○教育委員会会議録作成事業	12-03-28	総
		○教育委員会交際事業	12-03-26	総
		○指導主事研修事業	12-03-06	指
		○学校間連絡事務	12-03-23	指
		○成績一覧表調査委員会事業(都指定)	12-02-08	指
		○教育長会参画事業	12-03-29	総
		○教育委員会連合会参画事業	12-03-25	総
		○教育関係団体負担金参画事業	12-03-14	総
		○教育振興基本計画(仮称)策定事業	12-04-10	学
	○教育委員会生徒表彰	(新規)	総	
	2. 子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、非常事態に対応できるような防災教育を行い、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。さらに、学校の体育館の耐震化や老朽化する教育施設の整備に努めます。			
	(1) 子どもの安全確保の推進			
	① 安全な通学の推進	○学校通学路指定事務	12-04-06	学
		○交通擁護員活動事業	12-04-07	学
	(2) 学校の安全管理の推進			
	① 学校施設の整備の推進	○東京都公立学校施設整備期成会参画事業	12-04-01	総
		○小・中学校改修・補修事業	12-04-03	総
		○小・中学校施設管理事業	12-04-04	総
		○小・中学校耐震補強事業	12-04-02	総
		○空調機設置事業	12-04-12	総
	3. 学校の規模や配置・通学区域を見直すことで、「東久留米市学校再編成計画」(平成14年11月策定)において本市が目指す「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる」よう、より良い教育環境の整備・充実に努めます。			
	(1) 機能的な学校づくりの推進			
	① 学校の適正規模の推進	○学校再編成事業	12-04-05	適

4. 地球温暖化対策等や環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテンなど省エネルギーに向けた取り組み、ならびに新学習指導要領に係る教材整備を進め、教育環境の充実を図ります。			
(1)教育環境の整備の推進	○校庭芝生化事業	12-04-08	総
	○新学習指導要領に係る教材整備事業	12-04-09	総
	○教育施設エネルギー管理事業	(新規)	総
5. 子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。			
(1)特色ある学校づくりの推進	○特色ある学校づくり推進事業	12-02-11	指
	○小・中学校周年行事事業	12-04-11	総
6. 学校の自立的改革を進めるために、校長の指導の下、学校で「週の指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実に実行し、教育課程の適正な編成・実施を図ります。			
(1)教育課程の適正な運営	○学校運営事業(指導)	12-03-22	指
	○小・中学校移動教室事業	12-02-01	指
	○教科書採択事業	12-02-14	指
7. 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。			
(1)年間指導計画等の公表			
(2)授業公開・校内研究会の充実	○東久留米市教育研究奨励事業	12-03-07	指
8. 教員の授業改善及び指導力の向上に資するため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、資質・能力の向上に努めます。			
(1)教職員の研修の充実			
	○教員研修事業(校内・校外)	12-03-03	指
	○教員指導力向上事業	12-03-04	指
	○教職員研修活動事業(都指定)	12-03-08	指
	○コンピュータ研修事業	12-03-05	指
	○生活・進路指導事業	12-01-02	指
	○コアサイエンスティーチャー活用事業	12-02-13	指
9. 東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、教育に関する情報の収集・発信についても機能の充実を図ります。			
(1)教育センター事業の効果的展開	○教育センター維持管理事業	12-03-02	指
(2)教育センターの人材の有効活用			
10. 学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。			
(1)学校教育の公開・説明の推進	○教育要覧作成事業	12-03-15	指
(2)開かれた学校づくりの推進			
11. 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。			
(1)特別支援教育の充実	○特別支援学級校外学習事業	12-03-17	学
	○特別支援学級通学バス運行事業	12-03-18	学
	○特別支援学級宿泊学習事業	12-03-19	学
(2)特別支援教育の推進	○特別支援対象児就学事業	12-03-36	学
	○就学支援委員研修事業	12-03-34	学
12. 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けられるよう、家庭、幼稚園、保育園と小学校への円滑な連携に努めます。また、教育の機会均等に資するため、中学校卒業後、経済的理由により高等学校等への修学が困難である生徒に対し、学資金の助成を行います。			
(1)就学前機関との連携	○就学支援シート活用事業	12-03-37	学
	○公立幼稚園保育料徴収事務	11-01-15	学
(2)高等学校等への修学支援の充実	○奨学資金助成事業	個-59	総

13. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。			
(1) 学校間の連携の推進			
14. 学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については「東久留米市個人情報保護条例」及び「東久留米市情報公開条例」に基づいて適正に取り扱います。			
(1) 学校情報の公開			

基本方針2	施策の方向	主な事務事業	番号	所管	
【確かな学力の育成】 主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。 そのために、小・中連携に基づく系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。	1. わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。				
	(1) 学習指導の工夫・改善の推進				
	2. 学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの到達状況や特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。				
	(1) 少人数学習の推進	○学校教育サポート(学力向上支援員・教育活動協力者)事業	12-03-16	指	
	(2) 多様な教育の推進	○習熟度別少人数指導実践研究推進事業	12-02-15	指	
		○音楽鑑賞教室事業	12-02-04	指	
		○学力向上支援事業	12-02-09	指	
		○言語能力向上支援事業	12-02-16	指	
		○社会科副読本作成事業	12-02-06	指	
		○理科支援員等配置事業	12-02-12	指	
		○副読本等に関する事業	12-02-10	指	
		○連合音楽会事業	12-03-09	指	
		○連合作品展事業	12-03-10	指	
	(3) 子どもの特性に応じた多様な教育の推進	○小・中連携教育課程委員会事業	12-03-13	指	
	○日本語学習指導事業	12-02-07	指		
3. 世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALT(外国語補助指導員)や地域の人材の協力を得て外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。					
(1) 伝統と文化の理解の推進					
(2) 英語教育等の推進	○外国人による英語教育事業	12-02-05	指		
	○小学校英語活動事業	12-02-02	指		
4. 子どもたちの地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めるため、全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO ₂ の削減に向けた環境教育を進めます。					
5. 子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。					
(1) 学校と家庭の協働の推進					
6. 「総合的な学習の時間」の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において「総合的な学習の時間」の授業の教育効果の向上に努めます。					
(1) 総合的な学習の充実					
7. 情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的教育課題に対し、規範意識の向上を図るため、「情報モラル教育」などを充実します。					
(1) 情報教育の充実	○教育活動支援事業	12-02-03	指		
8. 子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、「ガイダンスの機能」の強化に努めます。					
9. 子どもたちに進んで読書する態度をはぐくむため、「文字・活字文化振興法」及び「東久留米市子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にふれる機会の充実や、情報活用能力の向上を図ります。					
(1) 子ども読書活動推進計画の推進				図・指	

Ⅱ 豊かな心と人間性を高めていく人間				
人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にすることを心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。				
基本方針3	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
<p>【人権尊重及び社会貢献の精神の育成】</p> <p>多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。</p> <p>そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。</p>	<p>1. 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」などに基づき、人権教育を推進します。</p> <p>(1) 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。</p> <p>(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。</p>			
	①人権教育の推進			
	<p>2. 子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、人権尊重推進月間を通して、学校、家庭及び地域の連携を図ります。また、「東京都男女平等参画基本条例」及び「東久留米市男女平等推進プラン」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を子どもたちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進します。</p>			
	(1)豊かな人間性の育成	○人権尊重教育事業	12-01-01	指
	<p>3. 社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。</p>			
	(1)体験活動の充実			指

Ⅲ. たくましく成長する人間				
人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。				
基本方針4	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
<p>【健やかな心と体の育成】</p> <p>すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体の健康について理解を深めることが求められます。</p> <p>そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。</p>	<p>1. 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。</p> <p>(1) 学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。</p> <p>(2) 道徳授業地区公開講座などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。</p>			
	①道徳教育の推進			生
	②心の教育の推進			生
	<p>2. 学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくり・食育を推進します。</p>			
	(1)子どもたちの体育・健康教育の充実			
	①子どもたちの健康の保持・増進	○小・中学校定期健康診断事業	12-01-11	学
		○口腔衛生指導事業	12-01-13	学
		○小・中学校環境衛生管理事業	12-01-14	学
		○学校医等設置事業(小・中学校)	12-01-15	学
		○学校医等各種研究会事業	12-01-12	学
	○就学时健康診断事業	12-03-33	学	
	○体力向上支援事業	12-01-09	指	
	○スポーツ教育推進校事業	12-01-10	指	

	3. いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。 (1) 「いじめ0(ゼロ)」「不登校0(ゼロ)」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。 (2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。			
	①いじめと不登校の対応の充実	○教育相談事業	12-01-05	指
		○不登校対策事業	12-01-07	指
		○全国適応指導教室連絡協議会参画事業	12-01-08	指
		○学校相談員配置事業	12-03-01	指
		○スクールソーシャルワーカー配置事業	12-01-06	指
	4. 「東久留米市食育推進づくりの基本方針」や学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指します。子どもたちに食の大切さや正しい知識を身に付けさせるため、学校における食育を推進します。			
	(1)食に関する指導の充実			
	①小学校給食の充実	○小学校給食事業	12-01-16	学
		○小学校給食におけるO-157等対策事業	12-01-18	学
		○学校給食施設維持管理事業	12-01-20	学
		○学校給食施設衛生管理事業	12-01-21	学
		○学校給食における地場産農作物活用事業	12-01-22	学
		○学校給食配送事業	12-01-23	学
		○小学校給食調理業務委託事業	12-01-25	学
		○学校給食施設整備事業	12-01-24	学
	②中学校給食の充実	○中学校給食事業	12-01-17	学
		○中学校給食におけるO-157等対策事業	12-01-19	学
	5. 保護者は、家庭における子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。			
	(1)家庭教育への支援の充実			
6. 学校のクラブ活動や部活動の充実とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、平成25年、本市が会場市となる「第68回国民体育大会(スポーツ祭東京2013)山岳競技」の開催に向けた準備を進めます。				
(1)体育施設の有効活用等の推進	○体育施設管理運営事業	13-04-06	生	
	○体育施設維持管理事業	13-04-07	生	
	○スポーツセンター管理運営事業	13-04-05	生	
(2)スポーツ事業の充実				
①教室事業の充実	○スポーツ教室事業	13-04-02	生	
②大会事業の充実	○市町村総合体育大会参加支援事業	13-04-08	生	
	○スポーツ大会事業	13-04-03	生	
③補助事業の充実	○スポーツ祭東京2013運営事業	13-04-09	生	
(3)指導者や組織の育成の推進				
	○スポーツ推進委員会運営事業	13-04-01	生	
	○体育協会活動支援事業	13-04-04	生	

IV 粘り強く行動し、実現する人間				
生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。				
基本方針5	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進】 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、生涯学習社会の確立を実現することが求められます。 そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。 また、市の文化財の保護・	1. 地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。			
	(1)市民の地域活動の推進			
	①社会教育委員活動の推進	○社会教育委員の会議運営事業	13-01-06	生
		○社会教育のあらしみ作成事業	13-01-07	生
	(2)学習の機会や場の充実			
	①社会教育関係指導者養成講座の充実			
	(3)社会参加の仕組みなどの整備の推進			
	①社会教育関係団体への補助	○文化協会活動支援事業	13-01-02	生
	②社会教育主催者賠償責任保険の充実	○主催者賠償責任保険事業	13-01-03	生
	③社会参加事業の充実	○生涯学習委託事業【成人式・野草園事業・子ども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業】	13-01-01	生

活用を通じて、歴史や文化に関心を持てるような取り組みを進めます。	(4)生涯学習の振興の推進	○生涯学習委託事業【市民大学運営委員会事業、市民大学・同短期コース事業】	13-01-01	生
	①市民大学の活動の充実			
	2.地域住民が主体となり、子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。			
	(1)教育活動への支援の充実	○生涯学習委託事業【子ども体験塾委託事業】	13-01-01	生
	3.学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し、効率的な活用を図ります。			
	(1)学校等の施設開放と活用の推進			
	4.生涯学習センターや図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。			
	(1)生涯学習センター事業の活動の推進			
	①講座等事業委託	○生涯学習委託事業【少年教育・家庭教育・障害者青年教室・障害児のつどい(お日さまサンサンフェスティバル)・市民自主企画講座】	13-01-01	生
	②市後援事業の推進	○子どもまつり・障害児のつどい(ポカポカはるのつどい)支援事業	13-01-09	生
	③生涯学習センター利用者懇談会の充実			
	④生涯学習センター施設管理事業の推進			
		○生涯学習センター管理運営事業	13-01-08	生
	(2)図書館事業の充実			
		○子ども読書活動推進事業	13-02-08	図
		○学校図書館支援事業	13-02-11	図
		○廃棄図書活用事業	13-02-09	図
		○図書館資料・情報の提供事業	13-02-06	図
		○図書館ハンディキャップサービス事業	13-02-13	図
		○東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業	13-02-01	図
		○図書館協議会運営事業	13-02-02	図
		○図書館施設維持管理事業	13-02-03	図
		○図書館車両管理事業	13-02-04	図
		○図書館文書交換業務事業	13-02-05	図
		○東京都市町村立図書館長協議会参画事業	13-02-10	図
		○図書館広報事業	13-02-07	図
		○日本図書館協会参画事業	13-02-12	図
		○ブックスタート事業	11-04-08	図
	(3)郷土資料室の充実			
		○郷土資料室運営事業	13-03-12	生
5.芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。				
(1)市民交流の場の充実				
6.東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。				
(1)埋蔵文化財の調査と保護の推進				
	○埋蔵文化財調査報告書刊行事業	13-03-07	生	
(2)文化財の保存と活用の推進				
①文化財展示・保存施設の充実	○文化財施設管理事業	13-03-03	生	
②市所蔵文化財の管理と整理の推進	○文化財保存調査事業	13-03-02	生	
	○埋蔵文化財保存事業	13-03-04	生	
③補助金交付の充実	○文化財修理補助事業	13-03-06	生	
	○文化財保護団体支援事業	13-03-13	生	
④文化財保護意識の普及の推進	○文化財パンフレット刊行事業	13-03-10	生	
	○文化財講座等普及事業	13-03-11	生	
	○文化財資料集刊行事業	13-03-09	生	
	○文化財出版物普及事業	個-60	生	
	○文化財説明板設置事業	13-03-05	生	
	○郷土芸能保存の支援事業	13-03-08	生	
⑤文化財保護審議会の充実	○文化財保護審議会運営事業	13-03-01	生	